

秦野市環境基本計画
(第2次計画)
後期基本計画 (案)



平成28年(2016年) __月

秦 野 市

第1章 計画の改定にあたって

1 計画の目的	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2

第2章 環境の現況と課題

1 自然環境	3
(1) 森林	3
(2) 農地	5
(3) 水（地下水）	7
(4) 生物	9
2 生活環境	10
(1) 大気	10
(2) 水質・河川	11
(3) 土壌	12
(4) 騒音・振動	12
(5) ダイオキシン類	13
3 都市環境	14
4 循環	15
5 地球環境	16
6 環境教育・学習、パートナーシップ	20

第3章 5年後へ向かって

1 将来テーマと望ましい秦野の未来像	21
--------------------	----

2	計画の体系	23
3	望ましい秦野の未来像実現のための基本施策と主体別取組	
(1)	森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち ～自然共生型社会の実現を目指して～	24
(2)	地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち ～低炭素型社会の実現を目指して～	31
(3)	ごみの減量と資源循環を進め、環境への負荷が小さいまち ～循環型社会の実現を目指して～	36
(4)	丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち ～快適な都市空間の実現を目指して～	41
(5)	環境学習などによる人材育成と 協働・連携による推進体制づくり	45
4	重点施策	
(1)	持続可能な森林づくりと市民共有の財産である地下水の活用	48
(2)	里地里山・里川の保全再生による活力ある地域づくり	48
(3)	低炭素・循環型社会の形成に向け身近な行動を実践	49
(4)	市民・事業者・市の協働による望ましい未来像の実現	50
第4章 参考資料		
1	地球温暖化問題に係る国際的な経過	51
2	二酸化炭素排出量の算出方法	54
3	秦野市環境基本条例	57
4	用語解説	62

第1章 計画の改定にあたって

1 計画の目的

本市は、丹沢山塊や湧水群など緑と水に恵まれた環境を有する中、首都圏の中核都市として発展してきました。

しかしながら、人口の増加や産業の拡大など都市としての発展に伴い、緑の減少や公害の多様化、廃棄物の増加など、環境に与える影響が問題となってきました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境問題が地球規模で広がるとともに、微小粒子状物質（PM2.5）といった新たな環境問題が発生し、環境の影響が将来世代まで及ぶようになってきています。

このような状況を踏まえ、秦野市環境基本計画は、秦野の恵みある自然を守り、地域の環境問題に責任を持って対処し、地球規模に及ぶ環境への影響を視野に入れながら、市民・事業者・市が一体となって、秦野の環境を後世に継承していくことを目的とし、環境に関する目標、目標を実現するための市民・事業者・市の取組などを明らかにしています。

「秦野市環境基本計画」（第1次計画）は、「秦野市総合計画（はだの2010プラン）」に定められた都市像「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」を実現するため、平成12年3月に策定しました。

しかし、第1次計画策定当初と比べると、地球温暖化問題のように温室効果ガス排出の大幅な削減や生物多様性などの新たな課題が生じています。

また、第1次産業から第3次産業まで広く環境にかかわる事業活動が注目され、産業構造の変化に対応した総合的な環境施策が重要となっています。こうしたことから、身近な生活環境から自然環境、地球規模の環境問題を視野に入れたまちづくりを目指し第1次計画を改定、平成23年3月に「秦野市環境基本計画」（第2次計画）を策定しました。

さらに、第2次計画策定後の自然的・社会的状況の変化に対応するため同計画を改定するとともに、秦野市地球温暖化防止対策実行計画を組み込み、「秦野市環境基本計画（第2次計画）後期基本計画」として策定します。

2 計画の期間

具体的な計画の期間は、「秦野市総合計画（HADANO 2020プラン）」に合わせ、平成23年度から32年度としますが、社会的・自然的状況の変化に対応するため、中間年度である平成27年度に見直しを行います。

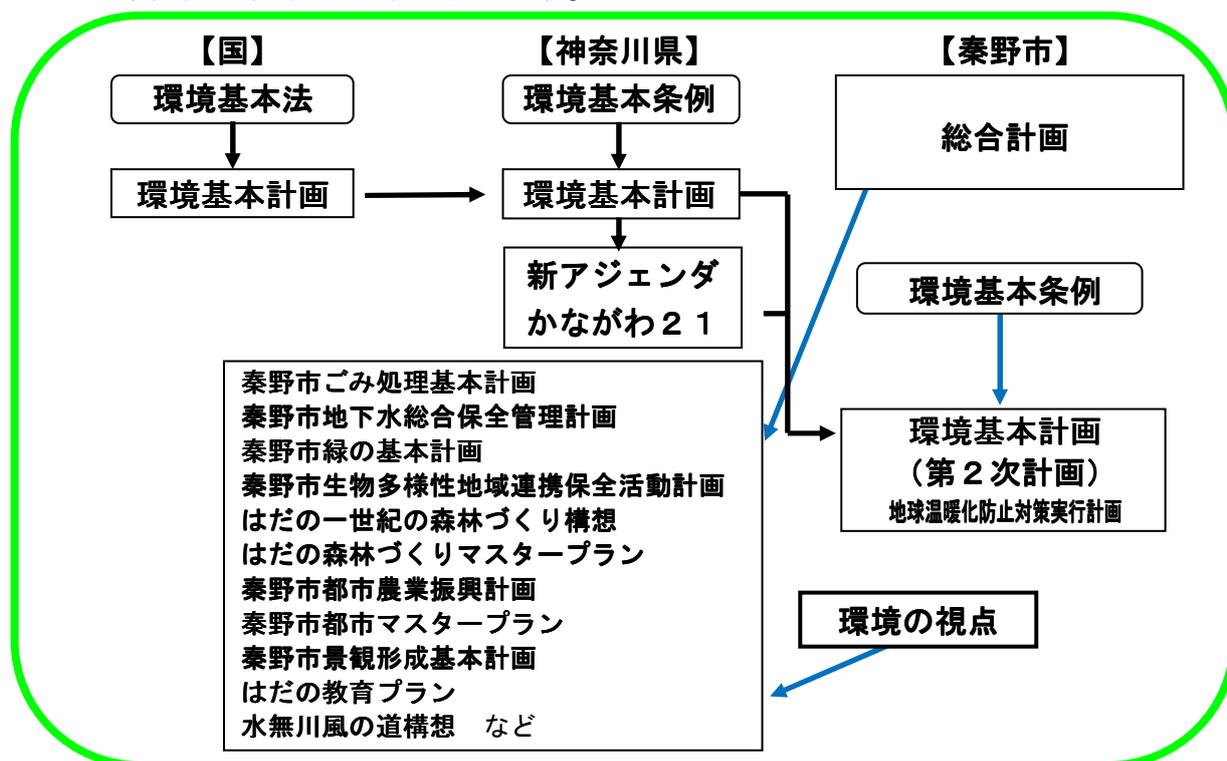
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	環境基本計画（第2次計画）計画期間									
				見直し					見直し	

3 計画の位置付け

環境基本計画は、秦野市環境基本条例第10条に基づき策定し、「秦野市総合計画」に定める、将来像「みどり豊かな暮らしよい都市」を実現するための環境部門の基本計画です。

環境問題は部局を超えた総合的な施策展開が求められることから、第2次環境基本計画も他部局の計画を「環境」の視点から統括するとともに施策融合を図りながら実行を担保する計画として位置付けます。

また、地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付け、本計画に組み込むものとします。



第2章 環境の現況と課題

1 自然環境

(1) 森林

【現況と課題】

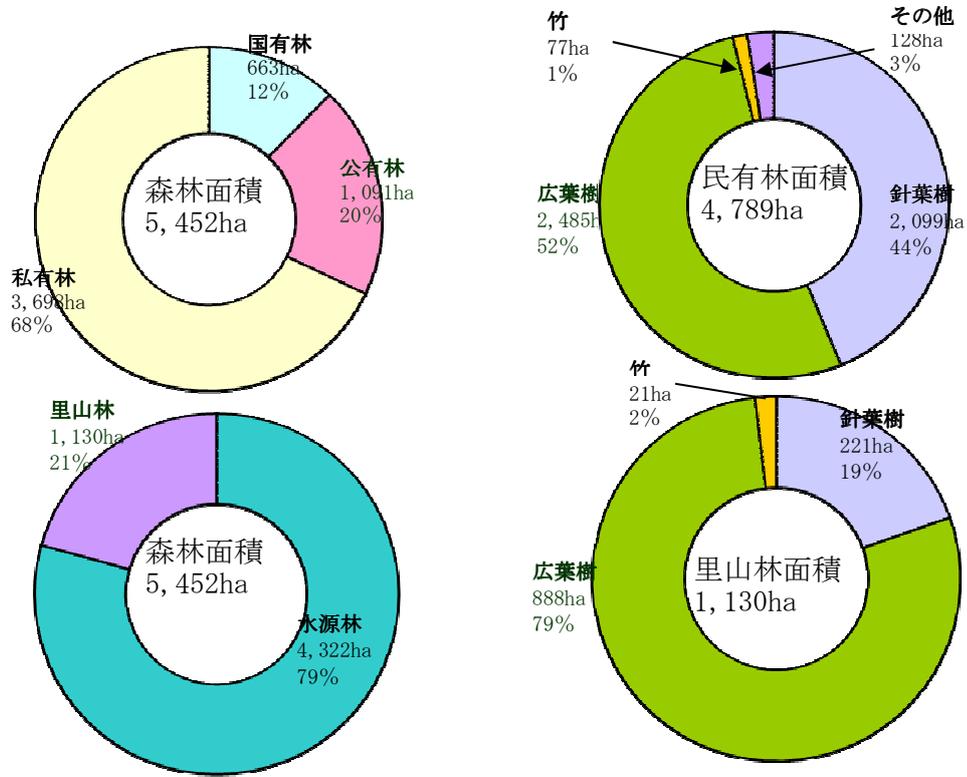
本市では、丹沢山地をはじめ、弘法山や渋沢丘陵などに森林が広がり、森林面積は5,452ヘクタールと市の総面積の53%を占めています。標高300メートルまでを里山、800メートルまでを山地、それ以上を奥山と分類していますが、その植生をみると、塔ノ岳、鍋割山など標高が高い地域はブナなどの自然林となっており、中腹部がスギ、ヒノキなどの人工林、市街地の背後に渋沢丘陵など里山の雑木林が広がっています。

平成16年に環境省里地里山保全再生モデル事業地に選定され、「里地里山保全再生モデル事業地域戦略」を策定しました。さらに、ボランティア活動等において生じてきた課題を克服するため、平成26年には「秦野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、里地里山を取り入れたライフスタイルの確立を目指し活動を展開しています。

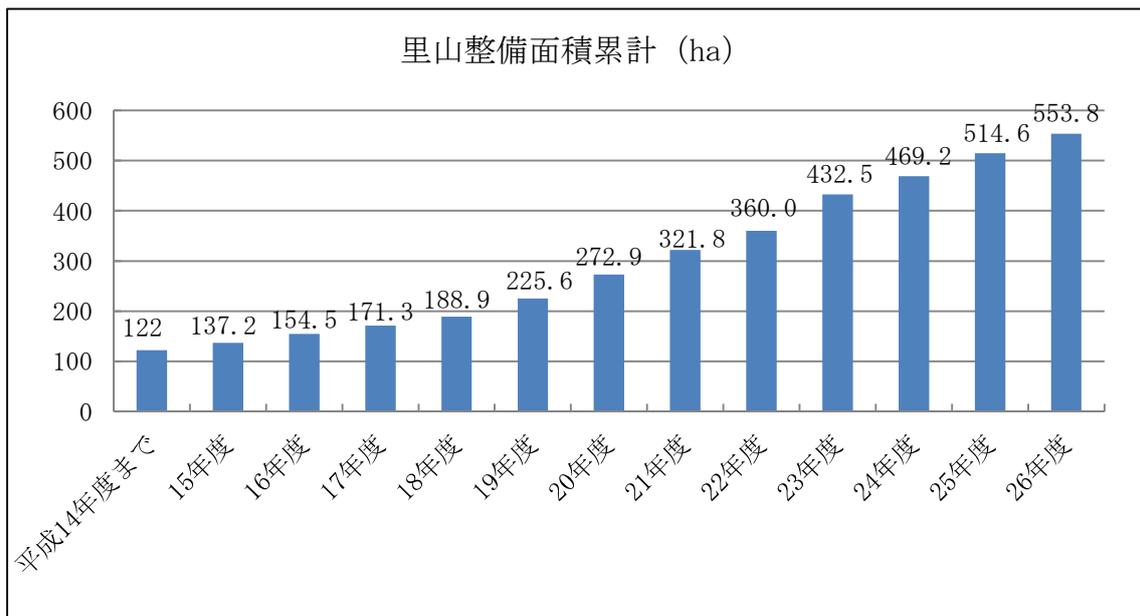
林業も県下で最も盛んに行われており、秦野産材のブランド化にも取り組んでいます。

平成20年に、人と自然が共生した秦野らしい森林づくりを目指し、「はだの一世紀の森林づくり構想」を策定しました。平成22年には、第61回全国植樹祭の記念式典が本市で開催され、市民の森林や緑に対する理解が高まり、市民・事業者参加の協働による森林づくりを推進しています。

【森林の状況】



※上記4つの統計数値は平成20年発行「はだの一世紀の森林づくり構想」に基づくものです。



(2) 農地

【現況と課題】

本市の農地は、市街地を取り囲むように山裾や丘陵まで広がっています。盆地に広がるなだらかな畑は、丹沢の山並みとともに本市の原風景になっています。

本市の農業は、大消費地である東京や横浜などに近いという地理的条件を生かした露地栽培や施設園芸、果樹、畜産やこれらを組み合わせた複合的な経営形態となっています。

経営耕地面積は、昭和50年から56%も減少し、平成22年には772haとなっています。この理由の多くは、農地からの他の用途への転用によるものですが、近年では、耕作放棄地の拡大が大きく影響しています。

耕作放棄地は、荒廃地の解消活動や農地の利用集積促進、多面的機能の活用といった取組により近年はやや減少傾向にありますが、平成22年の耕作放棄地は141haで、昭和50年から3.1倍も増大しています。

耕作放棄地の増加は、農地相続人の管理放棄と農業者の高齢化に加え、丹沢山麓を中心とした鳥獣被害の増加による営農意欲の減退によるものと考えられます。

このような荒廃農地を解消する活動として、はだの都市農業支援センターや農業委員会、市民ボランティアなどが協力し、復元可能な農地の一部を平成13年度から平成26年度までの14年間に約13ヘクタールを農地に復元し、有効利用しています。

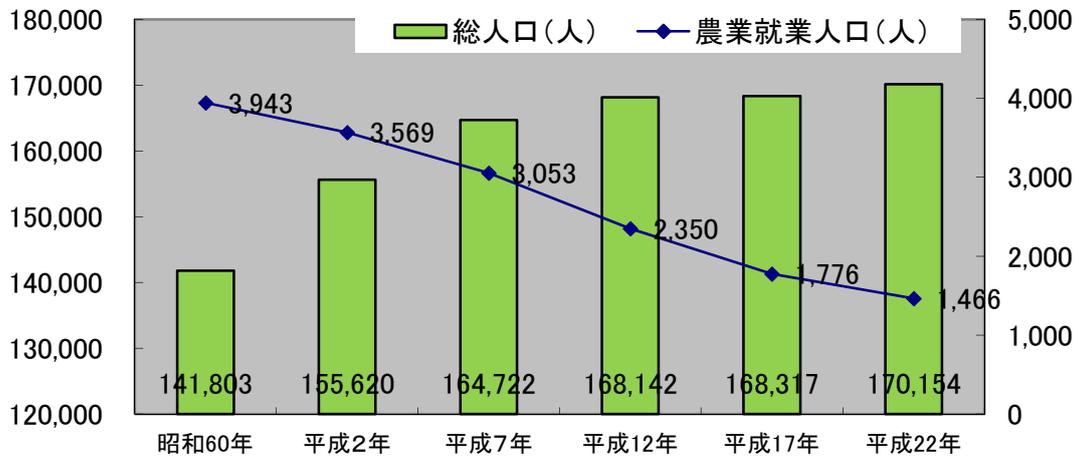
耕作放棄地の拡大に対応するため、農地の賃借等により農地を流動化させて、担い手農家へ農地利用集積を図るため、農地中間管理機構や農業委員会と連携し、農地の貸し付けや借り受け等の意向の把握・整理や担い手育成・荒廃農地解消活動と連動した取組を推進しています。

加えて、幅広く農業の担い手を確保することが必要であることから「はだの都市農業支援センター」が中心となり「はだの市民農業塾」を開設し、農業参画の形態に応じた多様な農業の担い手の育成に取り組み、平成26年度までに48人の新規就農者が誕生しています。

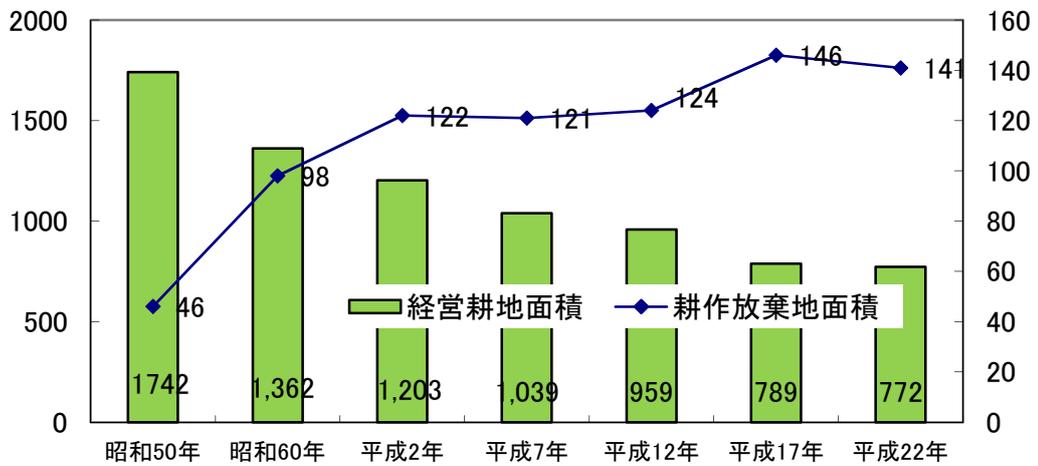
このような新規就農者に対して、神奈川県が実施する「かながわ農業サポーター事業」を通して就農後における農地の確保や簡易な農地整備への支援をしています。

また、里地里山の有する風景、生物多様性、生活文化の伝承の場等の多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、県道の「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、市内5地区が「里地里山保全等地域」として選定され、田畑整備や米づくりなどの取組を通じて里地の保全再生活動を進めています。

農業就業人口の推移



経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移(ha)



資料：2010年世界農林業センサス・平成22年国勢調査

※平成17年及び平成22年の経営耕地面積は、販売農家の面積から算出

(3) 水（地下水）

【現況と課題】

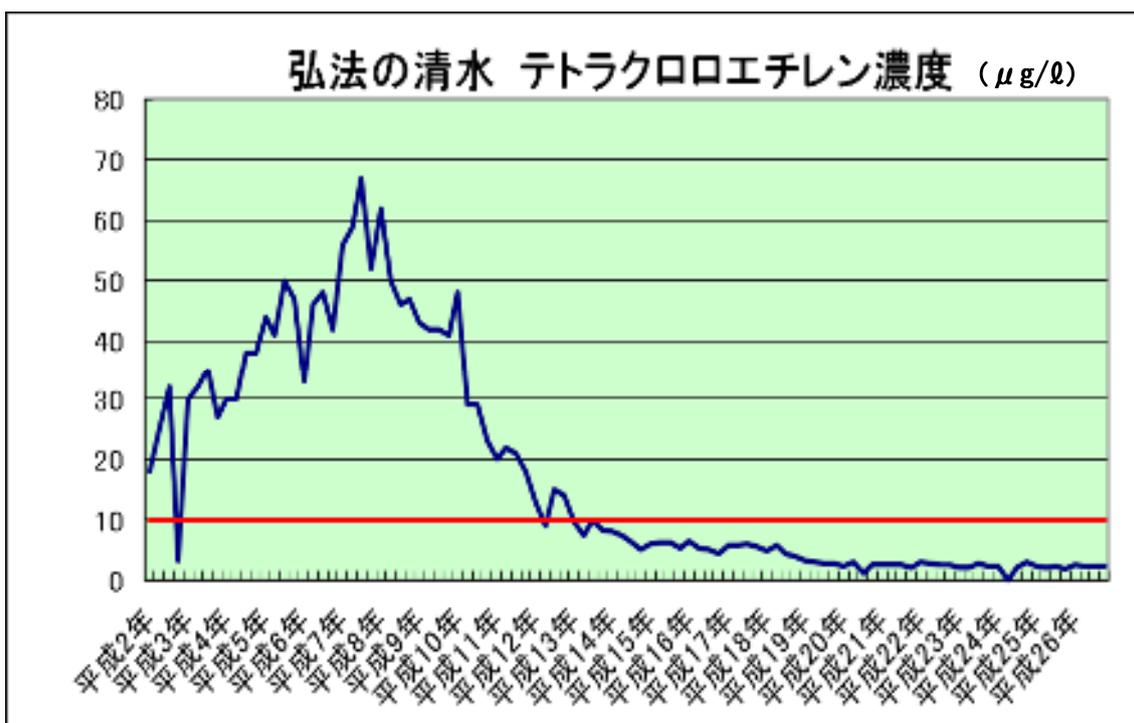
丹沢山地や秦野盆地に降った雨は盆地山側で地下に浸透し、地下水として貯えられています。盆地の地下は天然の水がめ構造となっており、その量は約2.8億立方メートルと推定されています。この地下水は、市民の生活用水などとして利用され、人々に恵みを与えています。また、盆地南部では地下水が各所に湧き出しており、「秦野盆地湧水群」として昭和60年に環境省の名水百選に選ばれています。

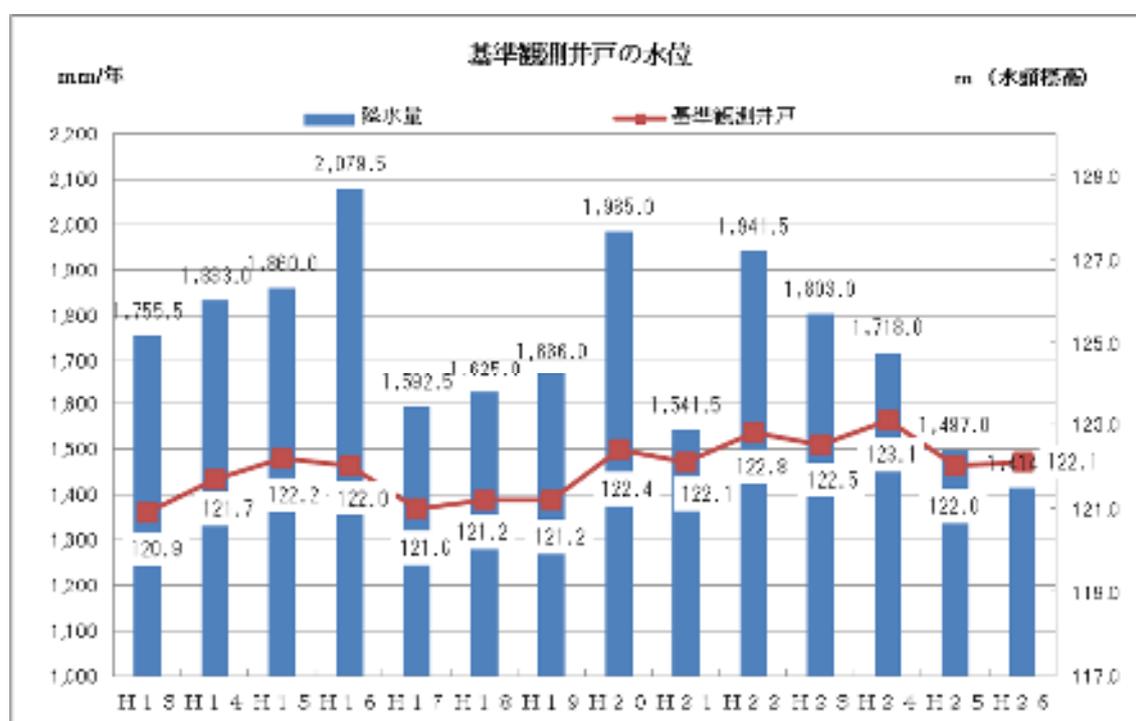
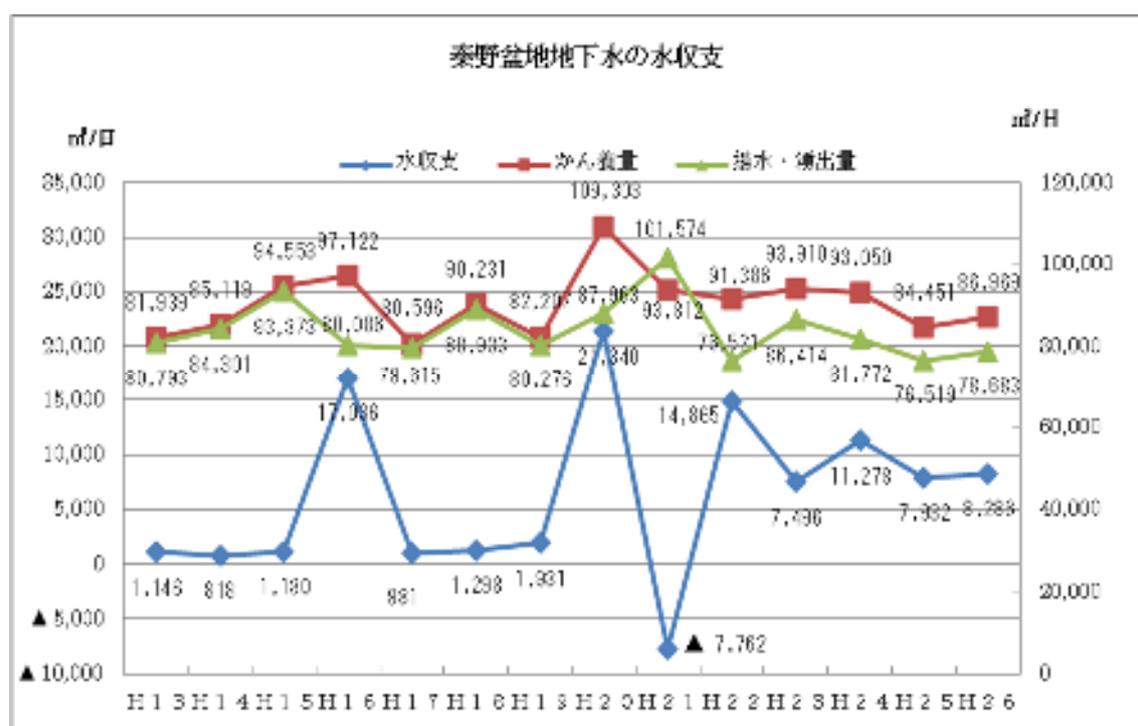
本市は、地下水利用協力金や神奈川県の水源環境保全・再生市町村交付金などを財源とし、積極的に森林整備を推進しているほか、市民共有の財産であり、命の源となる地下水を保全するため、休耕田などを利用した水田かん養や歩道の透水性舗装の施工、家庭用雨水浸透ますの設置補助など、さまざまな地下水かん養事業を進めています。

その結果、水収支の傾向から見ると、年間降水量が減少傾向にあるにもかかわらず、黒字収支傾向にあることから、極端な少雨年（渇水年）を除き、健全な水循環が維持されているものと考えられます。

そこで、市民共有の財産にふさわしい利活用を図るため、秦野名水の利活用指針を策定し、秦野名水による地域の発展と持続可能な利活用に努めています。

また、平成元年に工場等からの化学物質により、地下水の汚染が判明しましたが、浄化作業を進めた結果、平成16年に名水の復活宣言をすることができました。





(4) 生物

【現況と課題】

渋沢丘陵などの雑木林や各地区の谷戸田には、ムササビやホトケドジョウ、ホタルなどの多種多様な生き物が生息しています。

しかし、雑木林や谷戸田の減少などによりオオタカやアカハライモリなどの貴重な生き物の生息環境が悪化しており、シカやイノシシなどの野生鳥獣による農作物の被害も発生しています。

秦野市の里山では、ホトケドジョウ、アカハライモリなど「神奈川県レッドデータブック」に該当する希少な生き物が多数確認されています。このような希少・貴重な野生の生き物が生息している水辺などを保護するため、平成12年度に指定のための根拠となる「秦野市みどり条例」を制定し、平成13年度から23年度までに柳川や渋沢、峠、名古屋、千村地区で「生き物の里」を6カ所指定しました。

「生き物の里」の管理運営は地域住民が担っているため、住民による生き物の生息環境への関心を高めることができるとともに、生き物の種類が増え、生物多様性の環境づくりを進めることができました。

◆生き物の里指定状況

指定番号	地区	面積(m ²)	主な生き物	指定時期
1	柳川	6,118	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成13年度
2	渋沢	3,255	ホトケドジョウ・アズマヒキガエル	平成16年度
3	峠	2,639	ホトケドジョウ・ゲンジソウ	平成18年度
4	名古屋	1,611	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成19年度
5	千村	6,919	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成23年度
6	深沢	7,088	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成23年度



希少生物が多く生息する柳川生き物の里（市指定1号）

2 生活環境

(1) 大気

【現況と課題】

大気汚染の状況は、神奈川県で設置した一般環境大気測定局（一般局）と自動車排出ガス測定局（自排局）で測定している項目では、光化学オキシダントを除き、ここ数年は横ばいまたは低下傾向を示しています。

光化学オキシダントは、平成26年度に本市でも光化学スモッグ注意報の発令基準である0.12ppmを超えた日数が3日ありました。

環境基準の達成状況をみると、一般局では、二酸化窒素、微小粒子状物質、二酸化硫黄が達成し、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントが非達成でした。自排局では測定した物質すべてが環境基準を達成しています。

また、化学物質の排出状況と有害性を考慮して選定した物質(21物質)による大気汚染の状況を把握するためのモニタリング調査も県が実施し、全て基準や指針を達成しています。

◆大気汚染にかかる環境基準及び適合状況

環境基準を達成「○」、未達成「×」

物質	環境基準	一般局		自排局	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○		○	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	長期	×	長期	○
		短期	×	短期	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	長期	○	長期	○
		短期	○	短期	○
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	×		未測定	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期	○	未測定	
		短期	○		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	未測定		長期	○
				短期	○
物質	環境基準	秦野市役所			
ベンゼン	年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	○			
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	○			
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	○			
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。	○			
ダイオキシン類	大気は0.6pg-TEQ/m ³ 以下、土壌は1,000pg-TEQ/g以下、水質（河川・地下水）1pg-TEQ/l以下、河川底質150pg-TEQ/g以下であること。	○			

(2) 水質・河川

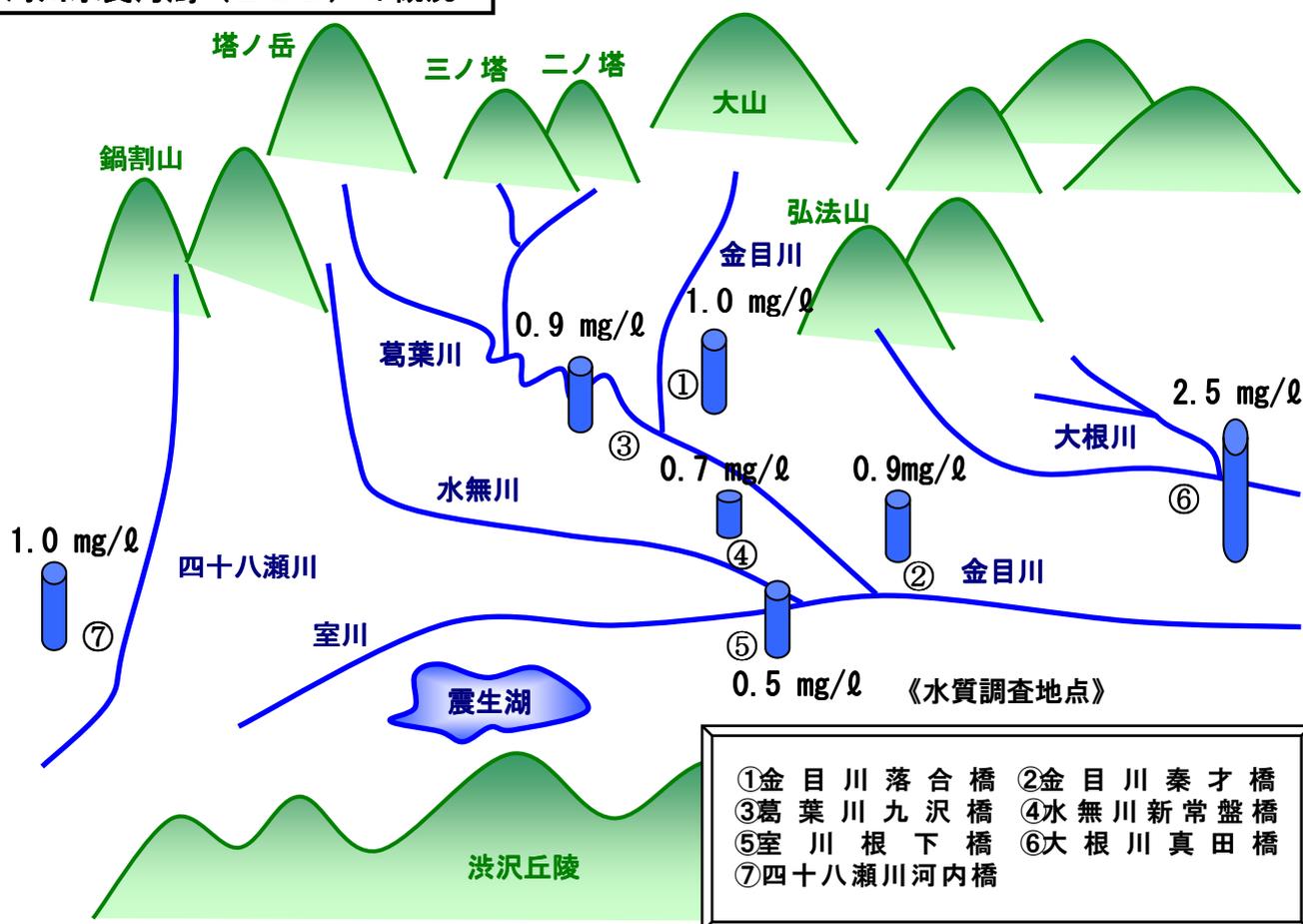
【現況と課題】

本市を流れる水無川に代表される主要河川は、秦野盆地内の扇状地帯を流れ、流水の多くは浸透性の高い上流で地下に浸透します。このため、市街地の生活排水や工場排水は自然水による希釈が行われにくくなっています。

水無川と室川、大根川は流域が公共下水道の整備地域となっており、事業の進捗とともに水質も改善の傾向を示していますが、どの河川でも降水量による流量の増減が水質を変化させる大きな要因と考えられます。

平成26年度のBODの数値は、すべての河川で環境基準(大根川5.0mg/l以下・大根川以外2.0 mg/l以下)を達成しています。

河川水質汚濁（BOD）の概況



平成26年度

(3) 土 壤

【現況と課題】

土壌にはさまざまな生物や微生物が生息しており、物質の分解などによる物質循環機能や水質浄化機能などの環境保全機能を有しています。

しかし、ゴルフ場などの農薬の使用は、土壌環境への影響が懸念されます。本市では、地域住民の健康とより良い生活環境を保全するため、市内5カ所のゴルフ場と環境保全協定を結び、平成元年度から農薬使用量を把握し、ゴルフ場直下の水路で、農薬散布後の水質調査を年2回実施していますが、調査結果は環境省の指針値以下で、問題はありませんでした。

(4) 騒音・振動

【現況と課題】

市内の主な騒音には、東名高速道路や国道246号からの自動車騒音や、影響範囲の比較的狭い工場騒音、近隣騒音といわれるカラオケ騒音、娯楽施設・商店からの営業騒音、一般家庭からの生活騒音等があります。

近年は、住工混在地域に立地する小規模工場からの騒音や一般家庭のボイラー、空調機、自動車のアイドリングに伴う騒音等が問題となっています。

また、規制基準がない低周波音に関する問題も増加傾向にあります。

振動は、日常生活に関係の深い問題であり、人に心理的・生理的な悪影響を及ぼすとともに、家屋等に対して物理的被害を発生させる恐れもあります。

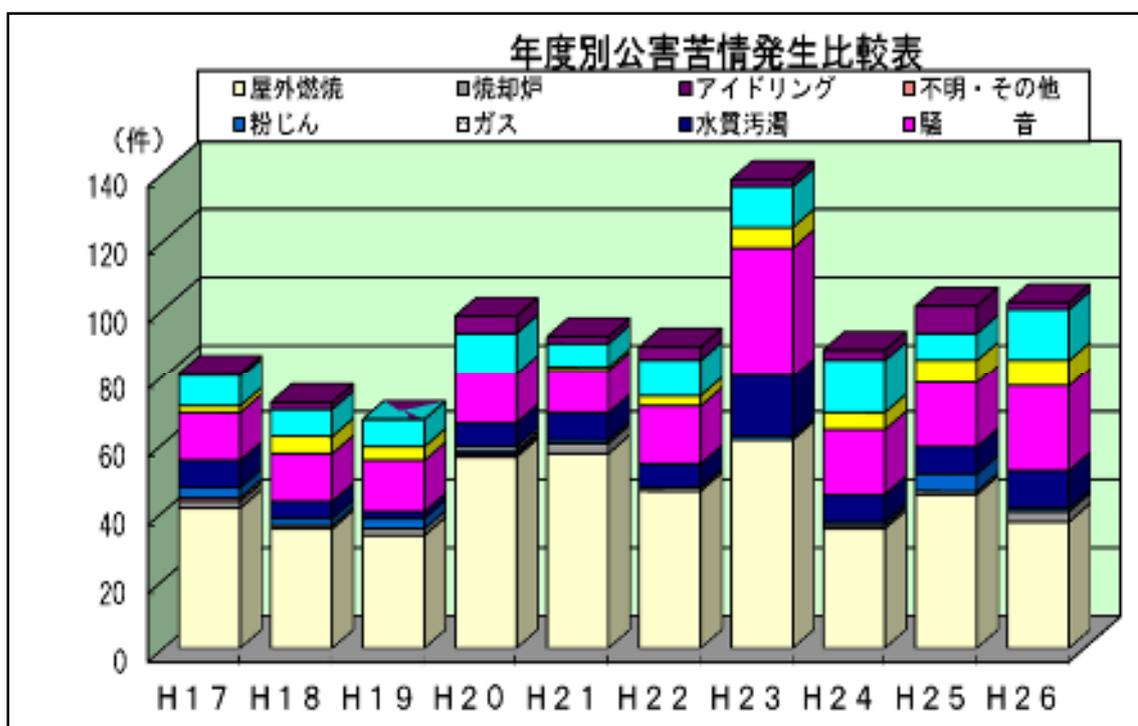
本市の振動苦情件数は多くはありませんが、自動車や鉄道などの交通振動や工場の操業振動、建設作業に伴う振動など、騒音と同様に発生源が多様化しています。

(5) ダイオキシン類

【現況と課題】

ダイオキシン類の発生の抑制として、県条例に基づき工場等へ定期的に立入調査を実施し、監視や指導を実施し大気汚染防止に努め、焼却灰による土壌汚染の防止のため、焼却灰の保管や管理の監視・指導をしています。

平成26年度は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制対象となっている廃棄物焼却炉4基(3事業場)の排出ガス調査を実施しました。調査結果については、すべての廃棄物焼却炉について規制基準を遵守していました。



3 都市環境

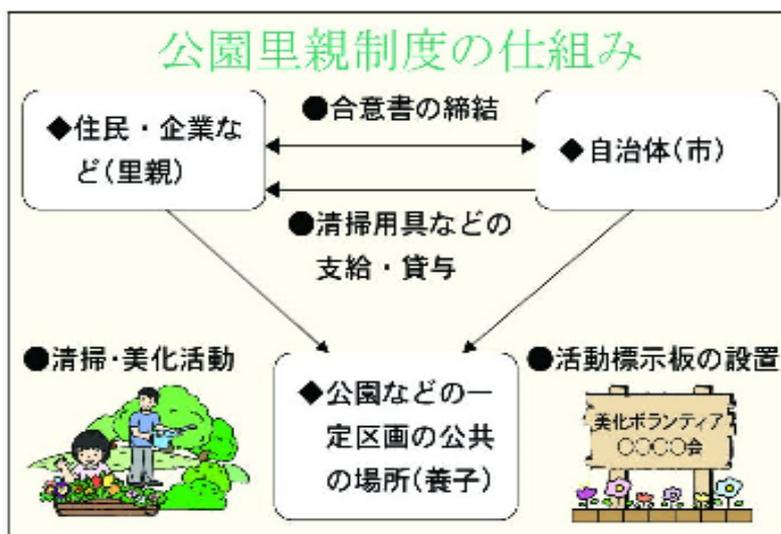
【現況と課題】

良好なまちなみを形成するため、駅周辺などでは無電柱化や電線類の地中化を進めているほか、平成18年4月1日に施行した「秦野市景観まちづくり条例」及び「ふるさと秦野生活美観計画－景観計画－」により、本市の緑豊かな自然や暮らしの中で培われてきた歴史、文化など地域の特性を生かしたまちづくりを推進しています。

また、「ふるさと秦野生活美観表彰」など、市民が参加するまちづくりの普及及び啓発を行っています。

さらに、花や緑のあふれる空間づくりを進めるため慶事の記念として苗木を配布したほか、遊休農地解消対策事業として農業者による菜の花等の植え付け、花のある観光地づくりなどを実施し、市・内外から多くの人でにぎわっています。

公園や緑地などは、市民の憩いやふれあいの場として、多くの市民に愛される公園や緑地を目指し、公園愛護会や道路・公園里親制度（アダプトプログラム）など市民との協働による維持管理に努めています。



まほろば大橋上流の花壇

4 循環

【現況と課題】

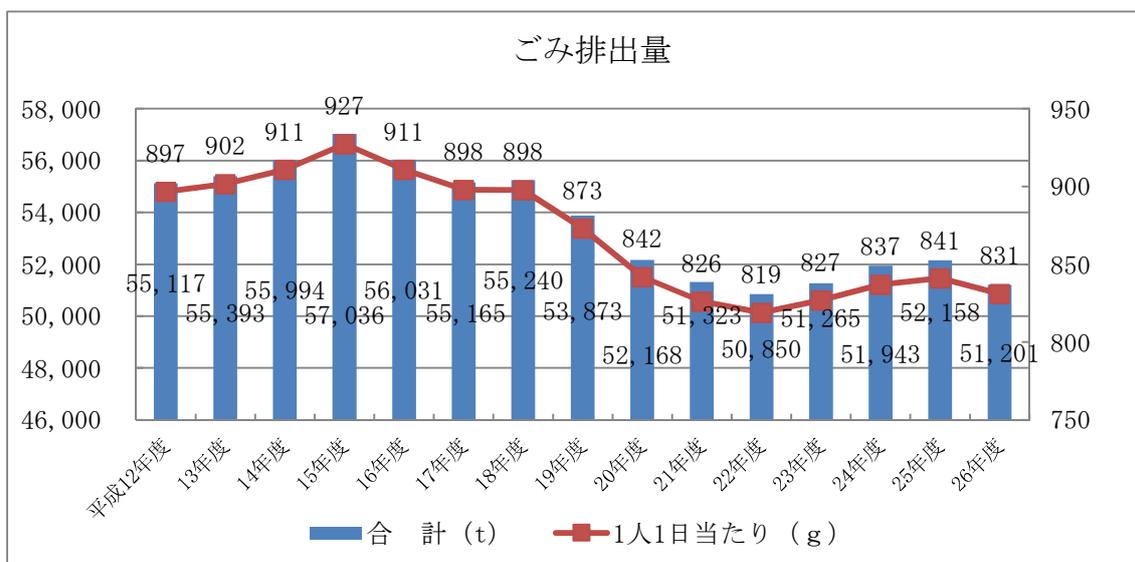
資源やエネルギーを有効に使う「循環型社会」の確立を目指し、廃棄物の減量を進めるため、平成11年度からごみと資源の分別収集を開始した結果、ごみ排出量と市民一人1日当たりのごみ排出量は、平成22年までは減少傾向にありましたが、それ以降は増加が続いています。

このため、本市では、さらなるごみの減量及び資源化を図るため、剪定枝・廃食用油などの収集を行い、資源化を図っています。

平成26年度は、新たに個別収集された粗大ごみのうち木質製品を対象に資源化したものを売却し、木質バイオマス燃料として活用する業務を拡大しました。

また、これまで粗大ごみとして回収した後、焼却処理していた布団・毛布についても、新たに資源化を図りました。

今後も引き続き、ごみの排出抑制と有効資源の活用を広く周知してまいります。



5 地球環境

【現況と課題】

地球温暖化は、二酸化炭素など大気中の温室効果ガスの増加の影響が大きいとされています。地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類とされていますが、本市において削減の対象とする温室効果ガスは、全国で排出される温室効果ガスの95%を占める二酸化炭素(CO₂)とし、毎年、排出量の推計を行います。

本市の二酸化炭素排出量は、平成24年では93万2000トンで、神奈川県全体の約1.3%を占めていて、平成24年は平成2年(1990年)に比べて11.8%増加しています。

特に、家庭から排出される二酸化炭素排出量が毎年増えており、家庭用機器の多様化や普及率の増加、世帯数の増加などにより電力等のエネルギー消費が増加したことなどが考えられます。

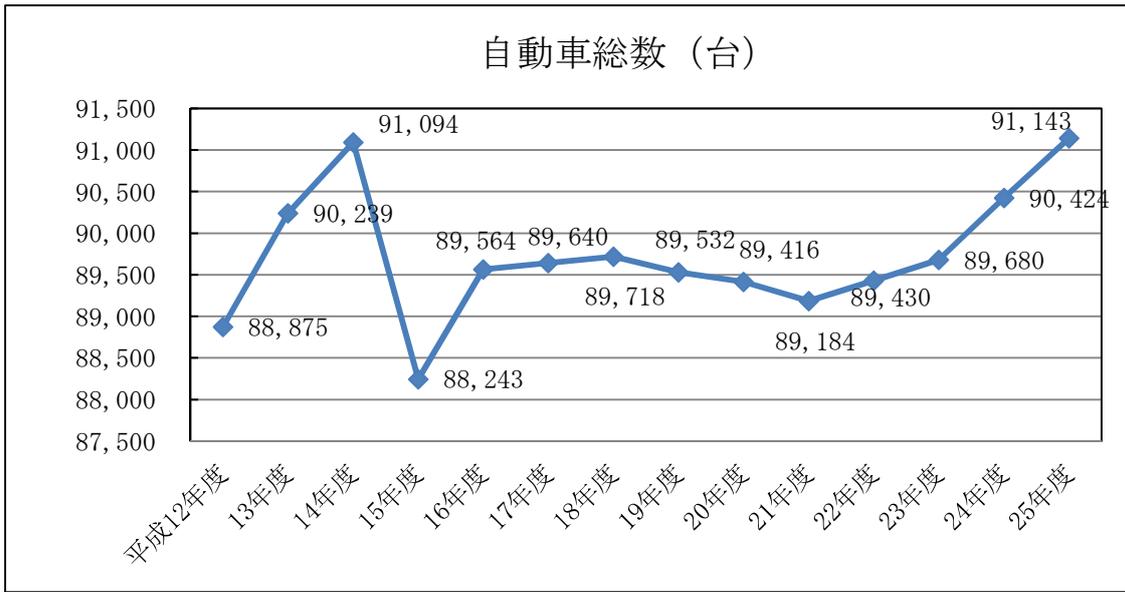
本市では、地球温暖化対策として、ごみ減量を中心とした省資源の推進やゴーヤのグリーンカーテンなどによる省エネルギーの推進、エコチャレンジシートによる普及啓発活動などを実施してきました。

平成21年度からは住宅用太陽光発電システムやバイオマスストーブの設置に対する補助を始めていますが、住宅用太陽光発電システムには1,000件を超える申し込みがあり、市民の環境への意識の高まりが表れているといえます。

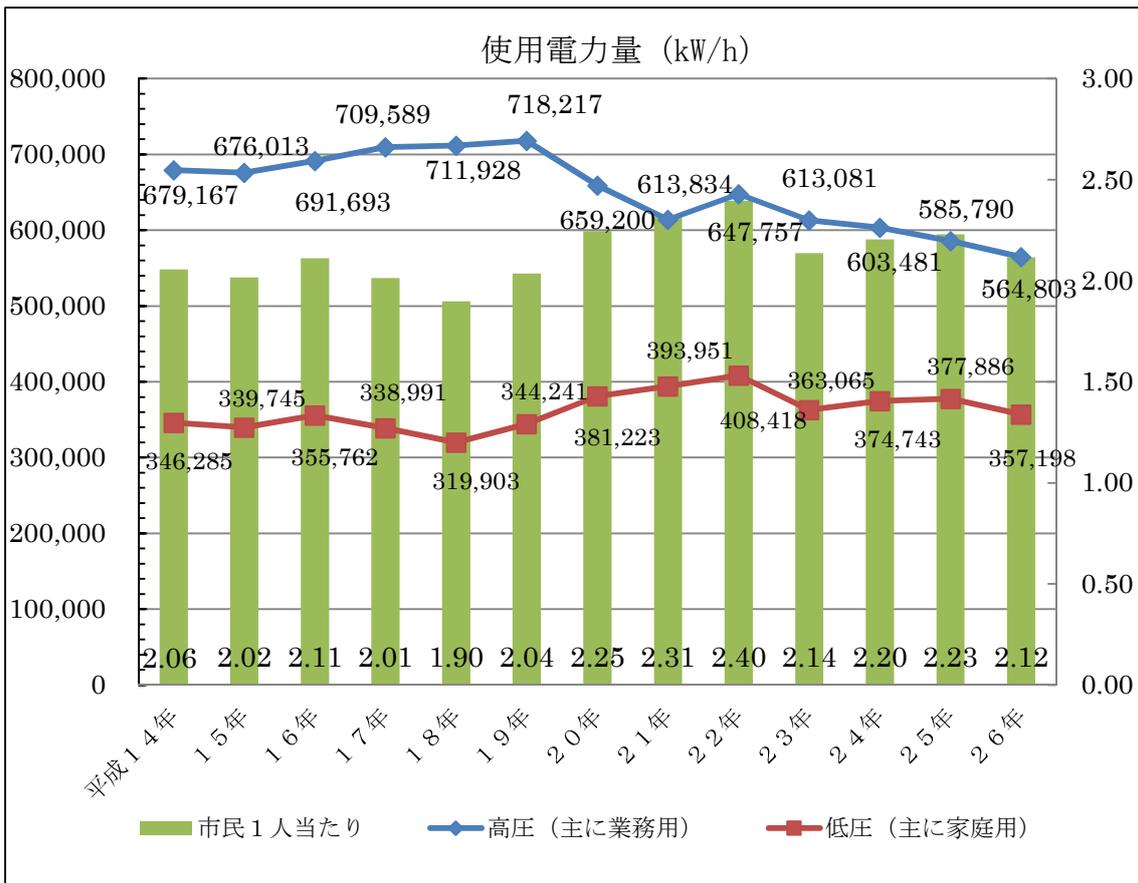
自動車から公共交通機関利用への転換を図るため、平成16年度に「秦野市TDM実施計画」を策定し、事業所自主参加型エコ通勤デーや交通スリム化キャンペーン及び交通スリム化教育など交通需要マネジメント(TDM)の施策を進めるとともに、平成25年度から交通スリム化協力事業所等表彰を実施し、交通スリム化の更なる普及・促進に努めています。

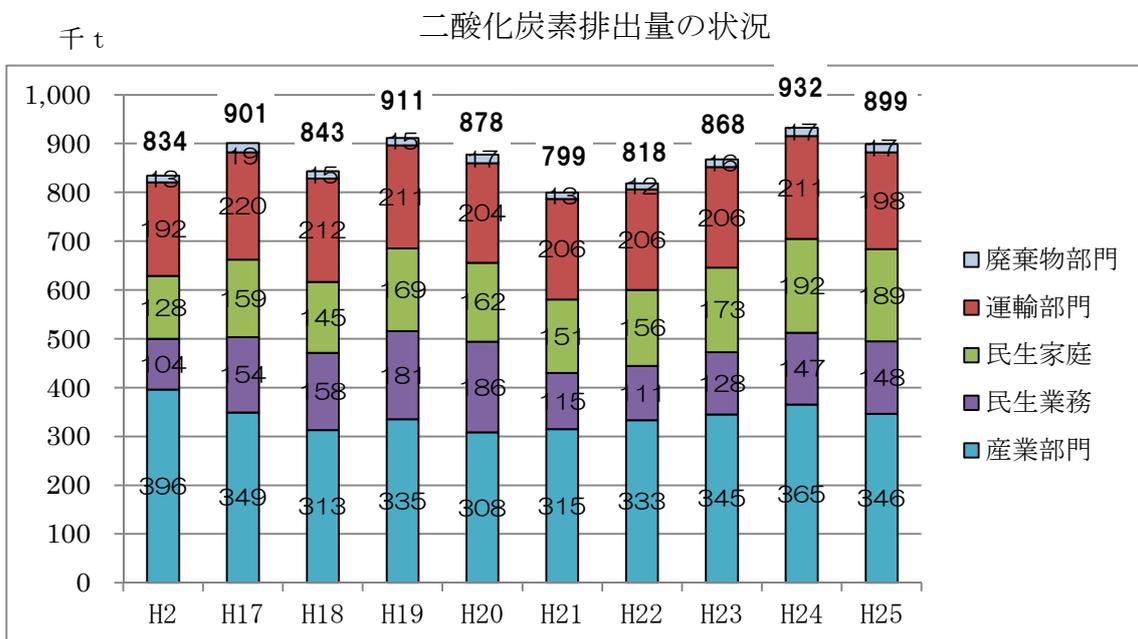
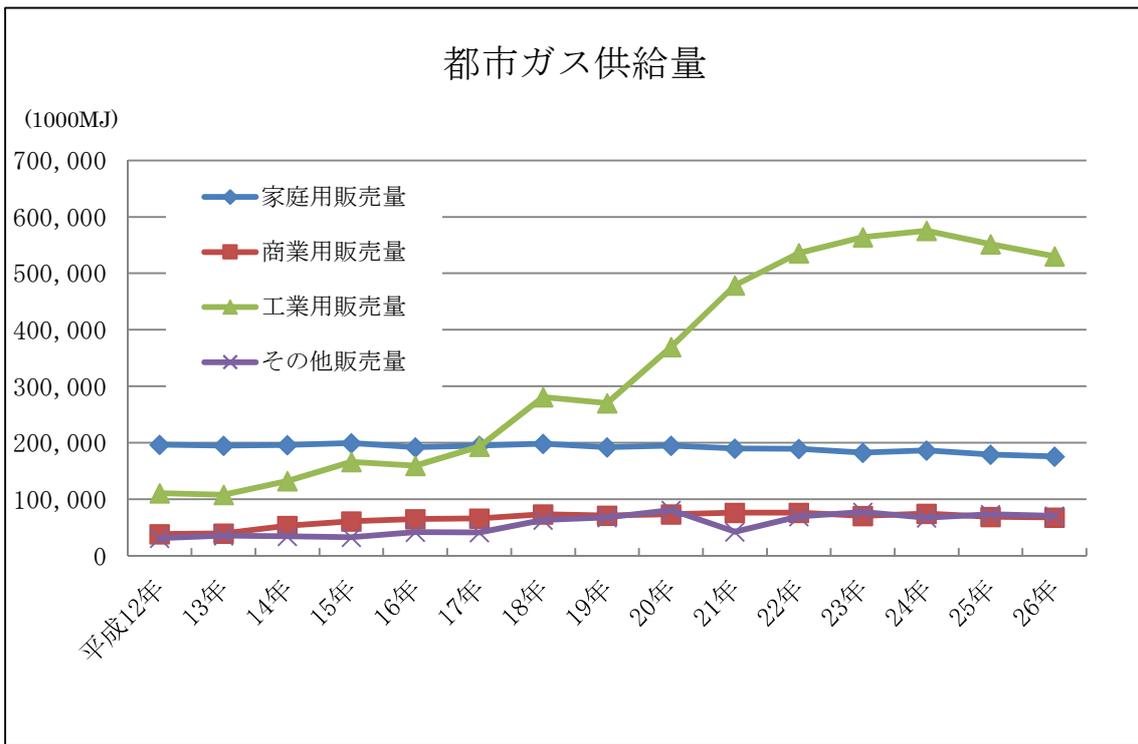
また温暖化により、ゲリラ豪雨などの異常気象、米など農作物適地の北上、蚊などを媒介した感染症の増加、生物の生息域の変化など、様々な影響があるといわれています。特に、私たちの生活に大きく影響する災害に対しては、対応の強化を図る必要があることから、河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラを設置するなど、対策を進めているところです。

地球温暖化防止月間等を中心に、普及啓発に努めるとともに、国・県の温暖化対策の目標を視野に入れながら、取組を進める必要があります。

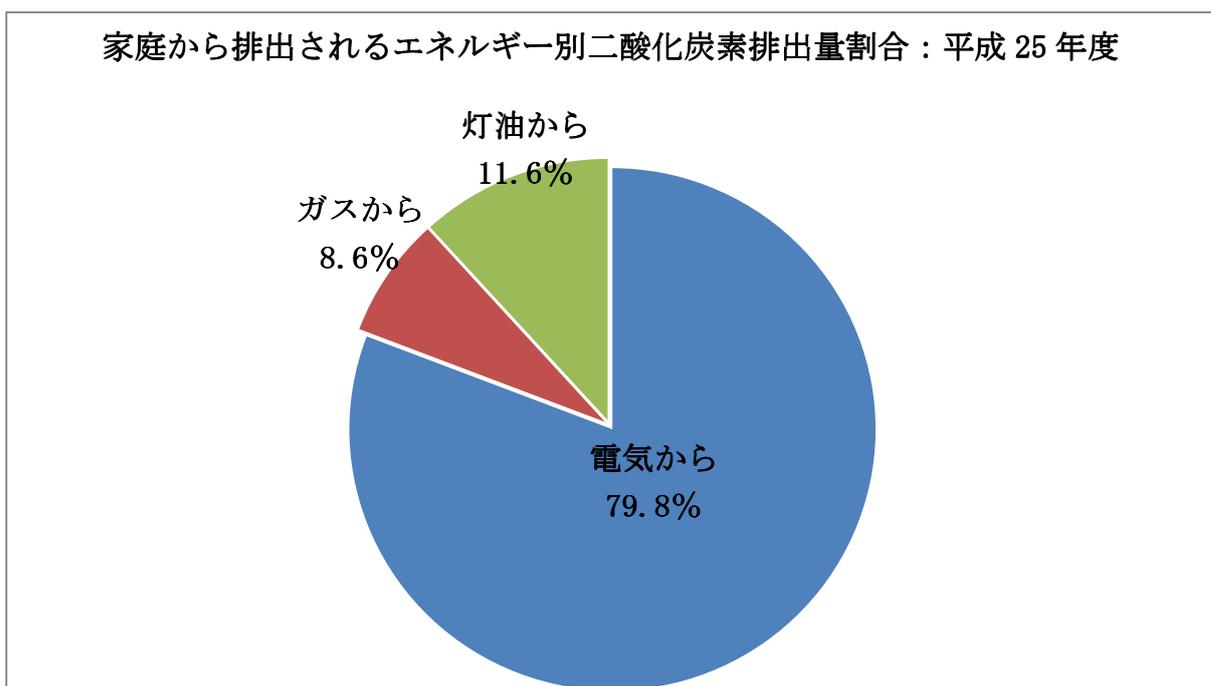


資料：「平成26年度版統計はだの 統計要覧」





※グラフ上部太字の数字は合計値。民生（家庭）部門には、運輸部門及び廃棄物部門における「家計利用寄与分」を含まない値。



6 環境教育・学習、パートナーシップ

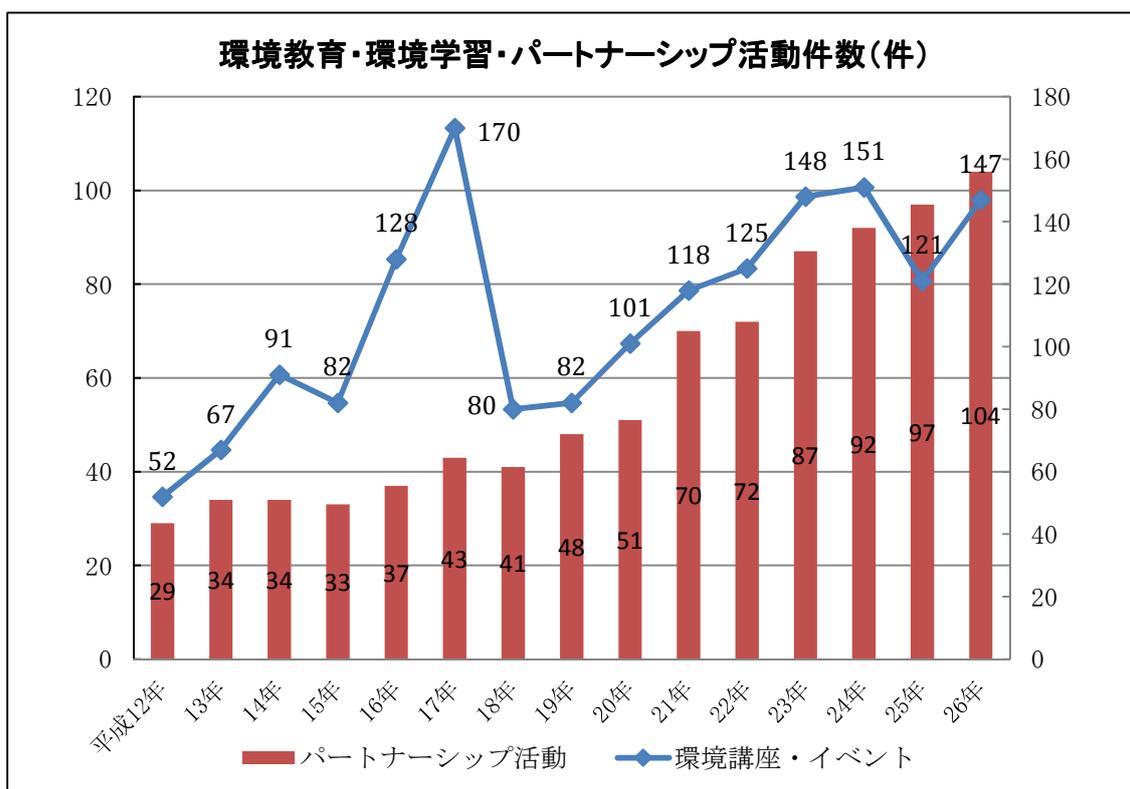
【現況と課題】

平成19年から、環境学習の機会を提供するため、企業や環境団体の協力のもと幼稚園やこども園、保育園、小学校を対象に「はだのエコスクール」を実施しています。

平成20年度から市の特性を生かし、里地里山を学習フィールドとした環境教育に取り組むことを目的とする「里地里山自然環境活用学習」を全市立幼稚園、小・中学校に委託し、幼小中一貫教育に基づく体験活動を推進しました。

また、愛鳥モデル校を指定し、探鳥会や野鳥資料展等の愛鳥活動に取り組んでいます。

さらに、平成21年度から学校版環境ISOの取組として「エコキッズはだの」を推進。すべての市立幼稚園・こども園・保育園、小・中学校でエコキッズの取組宣言（合言葉）を設定し、子供たち全員が参加できる環境活動を実施しています。



第3章 5年後へ向かって

1 将来テーマと望ましい秦野の未来像

環境基本計画（第2次計画）将来テーマ

(1) 秦野市総合計画のテーマ（目指す都市像）

本市の目指す都市像は、秦野市総合計画（HADANO2020プラン）でも従来の都市像を継承し、以下のように定めています。

みどり豊かな暮らしよい都市（まち）

丹沢の水と緑にはぐくまれ人が輝き躍動する交流都市

(2) 環境基本計画（第2次計画）のテーマ

社会的・自然的状況を踏まえながら、次世代に豊かな秦野の環境を引き継いでいくため、将来テーマと望ましい秦野の未来像を次のとおり設定します。

みんなで育む豊かな自然と活力あるまち

地域の自然的・社会的条件を生かし
持続可能な活力ある新しい地域社会を創造する

望ましい未来像1

自然共生社会の実現を目指して

森林や里地里山・里川が広がる
緑と水が豊かなまち

本市は、丹沢山地をはじめとする森林に囲まれ、市街地の周辺は里山の雑木林が広がっています。

森林などに降った雨水は秦野盆地の地下に浸透して豊かな水源となるほか、湧水や里川となり、田畑を潤すなど、私たちの生活や産業を支えるだけでなく、動植物の生息にも欠かせないものです。

そこで「森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち」を望ましい秦野の未来像とします。

望ましい未来像 2

低炭素型社会の実現を目指して
地球温暖化対策など地球環境の保全に
足元から取り組むまち

私たちの暮らしだけでなく、生態系にも影響のある地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全は、国や県などの総括的な取組だけでなく、あらゆる主体による取組が必要となっています。

また、地球温暖化により、海水温の上昇、異常気象、農作物の品質低下など、様々な影響が指摘されています。中でも気候変動の影響に対応するため、災害対応力の強化を図る必要があります。

そこで「地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち」を望ましい秦野の未来像とします。

望ましい未来像 3

循環型社会の実現を目指して
ごみの減量と資源循環を進め、
環境への負荷が小さいまち

平成11年度からのごみと資源の分別収集の開始以来、市民一人1日当たりのごみ排出量は、平成22年までは減少傾向にありましたが、それ以降は増加が続いています。

今後ごみの発生や排出を抑制するとともに、資源化を推進し、環境への負荷を抑えることが必要です。

そこで「ごみの減量と資源循環を進め、環境への負荷が小さいまち」を望ましい秦野の未来像とします。

望ましい未来像 4

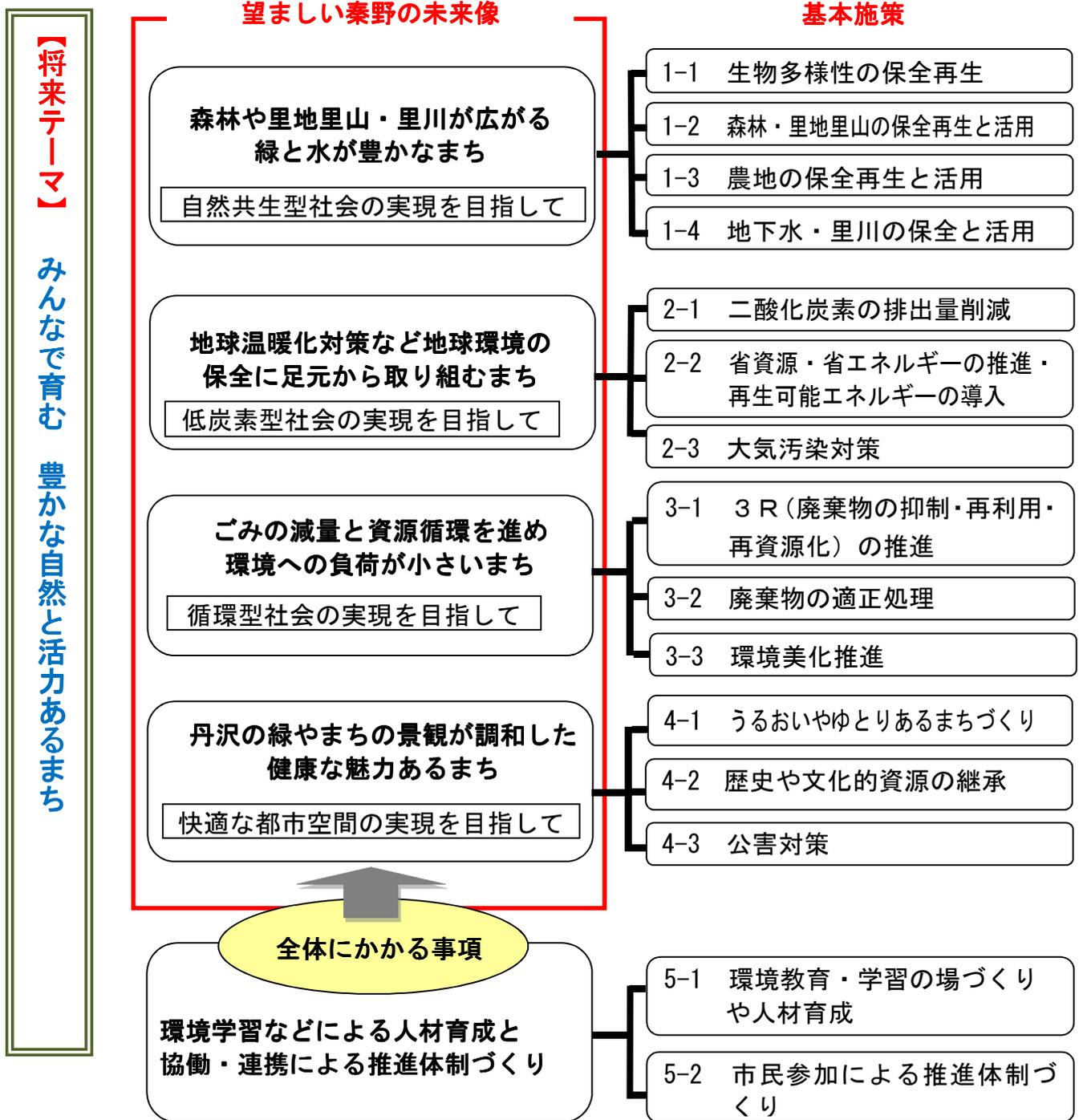
快適な都市空間の実現を目指して
丹沢の緑やまちの景観が調和した
健康な魅力あるまち

本市は、丹沢をはじめとする自然に囲まれた豊かな環境や長い歴史や文化の中で形づくられてきました。

都市化や宅地化、大規模建物の立地などで山並みや水辺など秦野らしい風景の特徴が薄れつつあります。

そこで「丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち」を望ましい秦野の未来像とします。

2 計画の体系



重点施策 それぞれつながりのある環境問題を着実に解決し、「望ましい秦野の未来像」を実現するため、重点的に取り組む施策を区域別に再掲しました。

【奥山・山地】

持続可能な森林づくりと市民共有の財産である地下水の保全活用

【里地里山・里川】

里地里山・里川の保全再生による活力ある地域づくり

【市全体】

市民・事業者・市の協働による望ましい未来像の実現

【市街地】

低炭素・循環型社会の形成に向け身近な行動を実践

3 望ましい秦野の未来像実現のための基本施策と主体別取組

(1) 森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち

～自然共生型社会の実現を目指して～



イラスト作成:阿木二郎

【課題】

森林などに降った雨水は、秦野盆地に浸透し豊かな湧水や川となり、田畑を潤す水源となるなど、私たちの生活や産業を支えるだけでなく動植物の生息にも欠かせないものです。

平成27年に実施した市民意識調査の結果、将来の秦野のイメージについて「緑が豊かで自然に触れられるまち」が最も多く、次に「空気と水がおいしい潤いのあるまち」があげられています。

これらの豊かな自然環境は、秦野の財産であり「秦野らしさ」の象徴でもあります。

生物多様性の保全など次世代に豊かな自然環境を引き継ぐためには、持続可能な森林づくりや全国的な傾向でもある農業の担い手不足の根本的解決、耕作放棄地の解消など、解決しなければならない問題が数多くあります。

基本施策 1-1 生物多様性の保全再生

1 緑地保全対策や緑地の創造

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○「生き物の里」を指定するとともにその活動を充実させ、谷戸田などを保全します。 ○開発に対して、生物の生息環境の保全に対する指導をします。 ○ビオトープなど生物の生息空間をつくり、ネットワーク化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生き物の里」指定の協力や活動を行います。 ○生物多様性に対する知識を深めます。 ○身近な自然や生物を大切にし、保全活動に参加します。 ○自宅の庭やベランダに緑を植えます。 ○生態系の保全など多面的機能を持つ森林の保全に努めます。

2 動植物の情報収集や保護対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○団体等の生き物調査と自然環境評価マップづくりを支援します。 ○生物調査を継続して実施します。 ○野生動物を保護・捕獲し、適正な管理をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林や里山の保全のために、植樹活動や野外活動に参加します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
生き物の里における活動回数	50回	60回	環境保全課

基本施策 1-2 森林・里地里山の保全再生と活用

1 森林の維持・管理

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○需要の拡大等林業の新たな展開や経営に対する支援をします。 ○里山保全活動ボランティアを育成します。 ○水源の森林づくりを進めます。 ○秦野産木材の需要拡大を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林や里山の保全のために、植樹活動や野外活動に参加します。 ○登山やハイキングなどで登山道以外の道を歩かないなどマナーを守ります。 ○個人参加のボランティア活動で間伐・枝打ち等を実施します。 ○技術・経験のあるボランティア団体による間伐・枝打ち等を実施します。 ○木材の循環を図るために、間伐材から作成されたものを購入したり、木質チップを活用したりします。 ○生態系の保全など多面的機能を持つ森林の保全に努めます。 ○間伐材を有効活用するため燃料化や商品化を図ります。

2 里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○里山保全ボランティア団体への支援など、里地里山保全活動を推進します。 ○学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあいの機会をつくります。 ○全国植樹祭を通じ育まれた植樹や育樹意識の啓発をします。 ○ハイキングコースや野外活動など触れ合いの場づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下刈りや落ち葉かきなど里地里山保全活動に参加します。 ○学校教育や生涯学習と連動した里地里山保全活動を実施します。 ○里地里山ボランティアの育成に努めます。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）面積	42ha	50ha	森林づくり課
森林整備事業への市民参加数	900人	1,050人	

基本施策 1-3 農地の保全再生と活用

1 都市農業の推進

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○秦野優良農産物等登録認証制度事業など地産地消を推進します。 ○環境保全型農業を推進します。 ○荒廃・遊休農地対策を推進します。 ○多様な農業の担い手を育成します。 ○野生鳥獣による農林業の被害対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地産地消サポーター制度を利用します。 ○荒廃・遊休農地解消活動への協力をします。 ○農家への援農事業へ参加します。 ○食の安全確保や食料輸送に係るエネルギー削減のために、地元や近隣の産物を買います。 ○地域ぐるみの鳥獣被害対策をします。 ○安全・安心な地場農産物の生産振興と消費拡大をします。 ○生産者の GAP(農業生産工程管理)手法を導入します。 ○環境保全型農業を推進します。 ○畜産農家と耕種農家が連携し堆肥利用を促進します。 ○省エネルギー型農業への転換をします。 ○体験型農業の実施や学校給食への地場農産物の供給促進をします。

2 体験農業の支援・育成

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○市民農園、ふれあい農園の整備を進めます。 ○体験イベントの開催などふれあう機会をつくります。 ○観光農業を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者との交流活動などを通じ、農業・農地に対する理解を深めます。 ○掘り取り観光や農園ハイク等を実施し、体験型農業を拡充します。 ○農園オーナー制度などを実施し観光農業の促進を図ります。 ○学校給食への秦野産農産物の提供や親子農業体験事業などを実施し、食農教育を推進します。 ○畜産まつりや農産物品評会など各種交流事業を開催します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
地産地消サポーター協力店数	32店	38店	農産課

基本施策 1-4 地下水・里川の保全と活用

1 地下水保全・活用、かん養対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○地下水位の観測をします。 ○雨水浸透施設の設置や公共施設での雨水利用を進めます。 ○歩道の透水性舗装を進めます。 ○水源の森林づくりを進めます。 ○休耕田などを利用し、地下水のかん養を進めます。 ○シンポジウムやエコツアーなどを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境を意識し、無駄に水を使うことがないように心掛けます。 ○地下水かん養のための雨水浸透ますを設置します。 ○地下水保全のために、植樹活動や野外活動などに参加します。 ○地下水位の観測に協力します。 ○雨水や再生水の利用、節水機器への更新など環境を意識した水利用に努めます。 ○休耕田などを利用し、地下水のかん養を進めます。 ○名水を活用した商品開発・販売をします。 ○名水巡りなどエコツアーに参加、協力します。

2 生活・工場排水対策や河川水質汚濁防止・地下水浄化対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○工場等の排出調査を実施し、監視・指導をします。 ○市街化区域の汚水整備が概成しますが、公共下水道全体計画に基づき、計画地内の整備を速やかに進めます。 ○市街化調整区域については、家庭用小型合併浄化槽の転換を進めます。 ○河川水質汚濁の防止や地下水の浄化対策を進めます。 ○河川浄化月間等を通じて、河川浄化に対する意識を啓発します。 ○「湘南里川づくり」など里川づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用小型合併浄化槽を設置します。 ○公共下水道の接続をします。 ○河川清掃等に積極的に参加します。 ○排水等による水質汚濁を防止するため、法律や条令、協定等に基づく排水規準を遵守します。

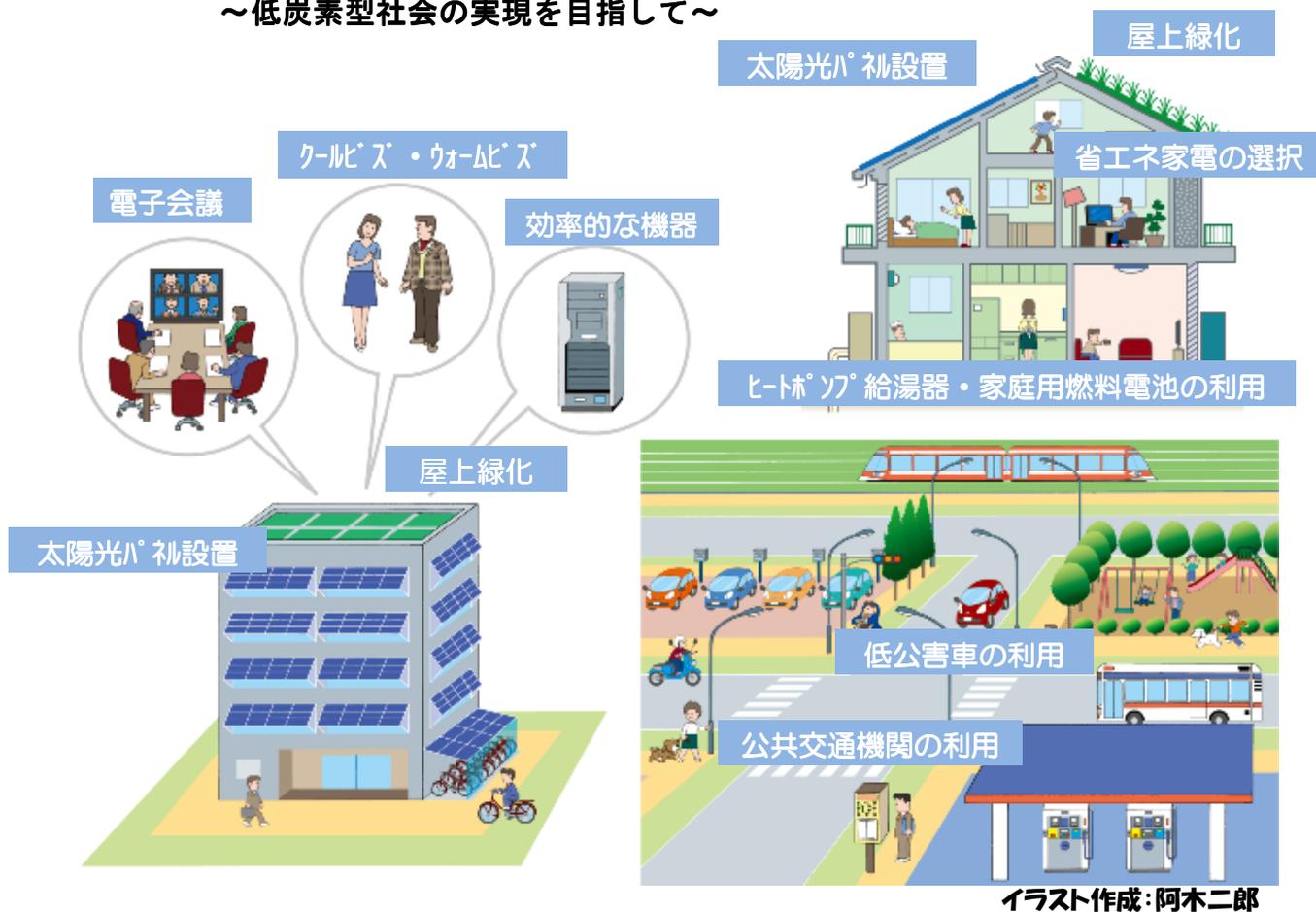
3 土壌汚染防止対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
○ゴルフ場での農薬使用量を把握し、減量化などの指導をします。	○法令遵守を徹底します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
河川の環境基準達成率	82%	94%	環境保全課
地下水位（監視基準点）	122m	122m	

(2) 地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち
～低炭素型社会の実現を目指して～



【課題】

私たちの暮らしだけでなく、生態系にも影響のある地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全は、国や県などの総合的な取組だけでなく、あらゆる主体による取組が必要となっています。

本市では、秦野市地球温暖化対策地域推進計画を平成21年度に策定し、住宅用太陽光発電や木質バイオマスストーブ導入に対する補助など省エネルギーの推進や、はだの交通スリム化プロジェクトで自動車の効率的利用や公共交通への転換を促すなど、二酸化炭素排出削減に向けた取組を進めてきました。

しかし、削減目標であった平成24年度の二酸化炭素排出量排出量2%削減（平成2年度比）については、達成することができませんでした。

今後は、二酸化炭素の削減に向けて、吸収減となる森林の整備とともに、市民や事業者、市それぞれが低炭素化に向けた取組を進め、生活や事業活動を見直して省エネルギーや新エネルギー機器の導入を進めるなど、身近にできることから二酸化炭素排出を削減する取組と仕組みづくりが必要となっています。

また、地球温暖化による気候変動の影響に対応するため、災害対応力についても強化を図る必要があります。

基本施策 2-1 二酸化炭素の排出量削減

1 二酸化炭素の排出対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○自動車利用の抑制やエコドライブなどの啓発をします。 ○公用車への低公害車の導入を進めます。 ○低公害車の補助金の導入等を検討します。 ○交差点の改良により、交通の流れを円滑にします。 ○自家用車から公共交通機関利用へ移行する方策を実施します。 ○事務所等でブラインド・壁面・屋上緑化を活用します。 ○市内二酸化炭素排出量を把握します。 ○「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市形成に向けた検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマイカーデーなどにより、車の利用を控えて他の交通手段への転換を図ります。 ○自家用車を使うときはタイヤの空気圧を適正にし、アイドリングストップをするなどエコドライブをします。 ○冷暖房機器を適切な温度設定にし、使用時間を短縮します。 ○部屋などの照明はこまめに消し、使っていない電化製品の主電源を切ります。 ○温暖化対策に取り組むモニター制度に参加します。 ○住宅や事務所などで壁面緑化や屋上緑化を実施します。 ○企業等における荷物の搬入・搬出時のアイドリングストップに努めます。 ○企業送迎バスやワゴンの共同運行などに努めます。 ○共同輸送など効率的な運輸に努めます。 ○時差出勤を行い、渋滞緩和に努めます。 ○部門・事業所ごとの二酸化炭素排出量を把握します。

2 気候変動の影響への適応策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラを設置するなど、水害時に被害を最小限にするための施策を実施します。 ○土砂災害警戒区域（土石流）のエリア内にある文教施設等に、土石流の発生を知らせる警報装置を配備します。 ○浸水被害の多い地区への迅速な対応のため、土のう置場を整備します。 ○災害情報を市民自ら収集、活用できる体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自助と共助の視点にたち、日ごろから自主的な防災対策に努め、自主防災組織の活動等に積極的に参加します。 ○災害の前兆現象を発見した時や二次災害の危険性を察知した場合は、直ちに市に情報を提供するとともに、地域での情報共有に努めます。 ○万が一災害が発生した際は、地域において相互に協力し、避難にあたっては、冷静かつ積極的に行動します。

数値目標

指標名	現状値 (25年度)	目標値 (42年度)	担当課
平成42年度の市内二酸化炭素排出量 平成25年度比で22.7%削減	899千t	695千t	環境保全課

削減する温室効果ガスを「二酸化炭素」とし、平成42（2030）年度における排出量を平成25（2013）年比で22.7%削減します。

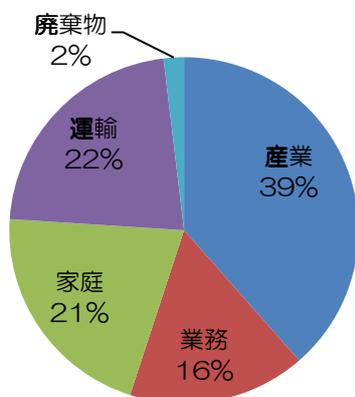
この削減目標と温室効果ガス吸収源を合わせて国の約束草案の削減目標（エネルギー起源二酸化炭素25%削減、非エネルギー起源二酸化炭素6.7%削減）を目指します。

【二酸化炭素排出量の状況及び目標値】

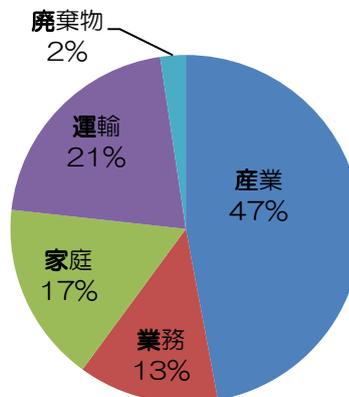
		2013年	2030年	削減率
産業部門		346千t	327千t	▲5.5%
民生部門	業務	148千t	90千t	▲39.1%
	家庭	189千t	116千t	▲38.6%
運輸部門		198千t	145千t	▲26.7%
廃棄物部門		17千t	16千t	▲4.1%
合 計		899千t	695千t	▲22.7%

※四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

H25（2013）排出割合



H42（2030）排出割合



基本施策 2-2 省資源・省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入

1 省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○本市の特性でもある「水と緑」を生かした再生可能エネルギーの利用などを通じて、省資源・省エネルギーを進めます。 ○エコチャレンジシートの配布・回収など意識啓発を進めます。 ○省エネルギーや天体観察のイベントを実施します。 ○再生可能エネルギー導入に対する補助をします。 ○建築物の長寿命化に努めます。 ○橋りょうの長寿命化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒートポンプや燃料電池などの省エネルギー機器に替えたり、電球を白熱電球からLEDに替えたりするなど、高効率機器を設置します。 ○エコチャレンジシート活動に積極的に参加します。 ○部屋などの照明はこまめに消し、使っていない電化製品の主電源を切ります。 ○太陽光や太陽熱、木質バイオマスなど再生可能エネルギーを活用した設備を設置します。 ○家や工場などで窓や壁などの断熱化を進めます。 ○環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21など)を構築し、適正な維持を図ります。 ○従業員に対する環境教育や研修を実施します。 ○省エネ等のノウハウを地域の環境教育に生かします。 ○ノーマイカーデーの取組に参加し、地域の環境活動に積極的に参加します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
バイオマスストーブ設置補助件数	19件	39件	環境保全課

※現状値及び目標値は累計です。

基本施策 2-3 大気汚染対策

1 大気汚染対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○オゾン層保護の意識啓発をします。 ○事業者に対して、公害の未然防止の指導や監視体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類を漏らさないよう、フロン類使用機器の修理や廃棄、回収などを専門業者に依頼します。 ○公害の未然防止のため法令等の遵守を徹底します。 ○光化学オキシダント削減のため、ばい煙発生施設等の自主検査を徹底します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
大気環境基準の達成	63%	100%	環境保全課

(3) ごみの減量と資源循環を進め環境への負荷が小さいまち
～循環型社会の実現を目指して～



【課題】

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、私たち一人ひとりが生活に密着した身近な課題に真摯に取り組むことが、地球的規模の環境問題を解決する第一歩となります。

本市のごみ排出量は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、平成23年以降は増加傾向となっています。

全国的に持続可能な社会の発展が望まれており、循環型社会の構築を目指した廃棄物の抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rの促進が求められています。

また、木質バイオマスや廃食用油など、再生可能エネルギーの回収を促進していくことも必要となっています。

今後も新たな最終処分場の確保が難しいことから、一層の排出抑制・資源化を推進し、市民のリサイクル意識の高まりに相応した収集・処理体制の整備が求められています。

基本施策 3-1 3R（廃棄物の抑制・再利用・再資源化）の推進

1 廃棄物の発生源対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○すぐごみとなるものを売らない、買わない運動など、市民や事業者に対する意識啓発をします。 ○ごみ出しルールの周知を徹底します。 ○多量な排出事業者を対象としたごみ減量の指導を強化します。 ○生ゴミ分別回収の推進をします。 ○過剰包装やレジ袋削減の啓発を推進します。 ○ごみの有料化について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ものを捨てる前に、もう一度使えるか考えます。 ○不要になったものを分別して、できるだけ多くをリサイクルします。 ○買い物をするときは、マイバッグの持参や過剰包装、不要な袋を断ります。 ○商品購入のときは、詰め替え可能なものや繰り返し使えるものなどを選びます。 ○ごみ減量のために、生ごみ処理機やコンポスター等を設置します。 ○生ごみ、剪定枝等の堆肥化を進めるため、分別を徹底します。 ○ごみ減量のために、打合せ時のペーパーレス化や商品や製品などの不要な包装をしないようにします。 ○過剰包装やレジ袋削減の取組を推進します。 ○事務所等施設の減価償却の対象とならない消耗品等在庫も把握し、必要以上の購入をしないようにします。 ○環境ラベルなどを利用し、消費者へ情報提供します。

2 リサイクルシステムや拠点整備

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○集団資源回収や拠点回収、販売店回収に関するリサイクルの仕組みを充実します。 ○廃食用油のステーション回収などを実施します。 ○布団や毛布の資源化、木質系粗大ごみ等の資源化を推進します。 ○不用品交換制度やフリーマーケットなど、市民によるリサイクルの場づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃食用油を捨てずに拠点回収などに出します。 ○不用品をフリーマーケットなどでリサイクルします。 ○農家との連携で堆肥の循環を図ります。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
市民一人1日当たりごみの排出量（資源物を除く）の減量	689.0g	581.0g	環境資源対策課

基本施策 3-2 廃棄物の適正処理

1 分別収集の徹底や適正処理

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物の適正処理や排出禁止物に関する、製品アセスメントの導入、下取り回収の徹底を促進します。 ○産業廃棄物の広域的処理体制等の整備促進を国・県に要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別を徹底し、資源化に努めます。 ○産業廃棄物を適正に処理するため、法令等の遵守を徹底します。

2 再利用・資源化対策や生ごみの堆肥化の促進

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物減量推進員と協力し、意識啓発をします。 ○廃家電製品の引き取りや適正な包装、店頭回収などを事業者に対して指導や働きかけをします。 ○生ごみ処理機、ディスポーザー等の購入を補助し、堆肥化物の活用ルートを確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家電製品を処分するときは、購入した店などで適正に処理をします。 ○ごみ減量のために、生ごみ処理機やコンポスター等を設置します。 ○ディスポーザーの設置は、設置できる公共下水道の処理区域を確認し、市指定下水道工事店に依頼して行い、条例等を遵守します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
総ごみ排出量に占める資源化率	24.5%	28.6%	環境資源対策課

基本施策 3-3 環境美化推進

1 ポイ捨てごみ対策や不法投棄対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの散乱防止等に関する条例に基づき、散乱を防止します。 ○監視カメラやパトロールにより不法投棄の防止を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの持ち帰りをします。 ○不法投棄の監視を実施します。 ○不法投棄撤去作業などに参加します。

2 美化活動の支援・促進や意識の啓発

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○「はだの環境月間」などを通じ、意識の啓発や美化活動を促進します。 ○地域や清掃ボランティア団体の環境美化活動に対する支援や駅前広場清掃ボランティアの育成をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体の美化活動に積極的に参加します。 ○住宅周辺の清掃を心掛けます。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
不法投棄物の撤去量	17 t	14 t	環境資源対策課

(4) 丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち
～快適な都市空間の実現を目指して～



【課題】

秦野のまちは、丹沢をはじめとする自然に囲まれた豊かな環境や長い歴史や文化の中で形づくられてきました。

しかし、都市化や宅地化、大規模建物の立地などで山並みや水辺など秦野らしい風景の特徴が薄れつつあります。

最大の魅力である緑豊かな自然や歴史的資源と調和した住環境の創出を進めることが必要です。

また、人口の増加や住宅の密集などによる都市化が進み、生活に密着した騒音や振動、悪臭など公害苦情が増える傾向にあります。

事業者の周辺への配慮や住民同士の話し合いなど周辺の変化や相手の立場に気を配り、快適な生活環境を良好な状態に保つことが必要です。

基本施策 4-1 うるおいやゆとりあるまちづくり

1 敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○生垣設置の補助金交付など緑化の取組に対して支援します。 ○公園や緑地緑道の整備を進めます。 ○川の自然に配慮した整備を県に要望するとともに湧水・震生湖との触れ合い空間づくりを進めます。 ○川づくりや街路樹・公園などの手入れを進めます。 ○みどり保全地区指定・樹林保全地区指定・みどり基金などで緑を保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生垣の設置など身近な緑化に取り組みます。 ○水辺空間との触れ合いをします。 ○公園愛護会やアダプトプログラムに参加します。 ○みどり保全地区指定・樹林保全地区指定・みどり基金などに参加・協力します。 ○事業所地内などの緑化に取り組みます。

2 計画的な土地利用の推進や快適な歩行者空間などの創出

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○山林や農地、林の保全など環境に配慮したまちづくりを進めます。 ○地区計画制度や建築協定などの活用を指導し、計画的なまちづくりを進めます。 ○歩行者を大切に道づくりや自転車が走りやすい道づくりを進めます。 ○道路の不法占有物などを撤去します。 ○駐輪場の整備や放置自転車の撤去を進めます。 ○市民一人ひとりが身の回りから景観に配慮する生活美観の創出を推進します。 ○駅周辺などで無電柱化や電線類の地中化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区計画制度や建築協定などを活用し、計画的なまちづくりに取り組みます。 ○屋外広告物の整理やデザインの工夫をします。 ○花の植栽やプランターを設置し、玄関先など通りに面する場所を演出します。 ○住宅周辺の清掃を心掛けます。 ○建物の形態や色彩等に配慮します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
公園美化ボランティア（里親制度）の団体数	46 団体	58 団体	公園課

基本施策 4-2 歴史や文化的遺産の継承

1 歴史的資源の保全対策やふれあいづくり

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的資源に触れ合う機会をつくり、意識啓発をします。 ○歴史的資源とハイキングコースの連携を進めます。 ○歴史的建築物の調査をし、保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的資源に触れ合い保全活動に参加します。 ○開発などの際に法令遵守を徹底します。 ○開発などの際に地域の歴史的建築物等に配慮します。

2 伝統・文化の保全、継承・活用対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○伝統・文化の保全や継承、活用をします。 ○地域に残る伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存等を援助し、伝承の機会を広げます。 ○伝統行事や郷土芸能などを観光に活用します。 ○豊かな自然や文化的資産、地域の特性等を生かしたまちづくりに努めます。 ○山並みなどの自然と調和するまちづくりを進めます。 ○彫刻のあるまちづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統行事や郷土芸能に参加し、継承活動を進めます。 ○豊かな自然や文化的資産、地域の特性等を考慮し、建築行為や施設周辺の維持管理などをします。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
特別展の入場者数	13,504人	14,100人	生涯学習課
桜土手古墳展示館入館者数	24,185人	26,600人	

基本施策 4-3 公害対策

1 悪臭防止対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭の発生対策を進めます。 ○発生した苦情に対し、改善指導をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺住宅等に影響のある悪臭の発生や野焼きなどをしないようにします。 ○法令遵守を徹底します。 ○廃棄物等の適正な循環利用や処分をします。 ○情報公開を推進します。

2 騒音・振動対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○生活騒音対策や事業騒音、振動調査・対策をします。 ○工場の操業や深夜営業、建設工事などにおける騒音・振動に対して事業者を指導します。 ○中高層建物の建築について、日影・電波障害などにより生活環境を阻害しないよう事業者を指導します。 ○自動車騒音・振動調査を継続して実施します。 ○道路の適正管理など、騒音・振動対策に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境の迷惑となる生活騒音をなるべく出さないよう気を配ります。 ○周辺環境を考慮し、アイドリングなど自動車騒音を出さないようにします。 ○法令遵守を徹底します。 ○工場の操業や深夜営業、建設工事などにおける騒音・振動を抑制します。

3 有害化学物質の発生抑制対策や適正管理対策

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○ダイオキシン類の調査や情報の公開をします。 ○有害化学物質等の周知をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチックや塩化ビニール製品などの分別を徹底します。 ○法令遵守を徹底します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
自動車騒音の評価区間	16区間	24区間	環境保全課

(5) 環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり



市民ボランティアグループと協働のはだのエコスクール

【課題】

望ましい未来像を実現するためには、市民・事業者・市それぞれが積極的に行動することが求められます。

市民・事業者・市などが互いの設備や技術、知識、技能を有効に組み合わせ、協力して取り組み、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、自主性を相互に尊重・協力・補完し合いながら取り組むことが必要です。

基本施策 5-1 環境教育・学習の場づくりや人材育成

1 行動するための知識や情報を身につける

市の取組み	市民・事業者が協力できること
<ul style="list-style-type: none"> ○エコスクールなど学校や地域で実践的な環境教育・学習の場を作ります。 ○実践活動や講師などとして派遣できる人材の育成・活用をします。 ○「エコキッズはだの」の取組を推進します。 ○愛鳥モデル校を指定し、愛鳥活動を推進します。 ○「ふるさと秦野検定」などを実施し、環境保全の意識啓発をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習・教育・体験活動に積極的に参加、協力します。 ○環境のリーダーとなるよう知識・技術を習得します。 ○「ふるさと秦野検定」などを通じ地域の環境を学びます。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
環境学習支援事業（エコスクール）の実施回数	44回	60回	環境保全課

基本施策 5-2 市民参加による推進体制づくり

1 環境活動の支援

市の取組み	市民・事業者が協力できること
○活動のきっかけを作るため、環境月間等の充実を図ります。	○環境講座等に参加、協力します。

2 取組のPR

市の取組み	市民・事業者が協力できること
○環境情報の発信・啓発を進めます。 ○エコチャレンジシートの配布・回収などによる意識啓発をします。	○エコチャレンジシート活動などに積極的に参加します。 ○環境情報を発信します。

3 推進体制づくり

市の取組み	市民・事業者が協力できること
○点検・評価・分析・活動するための人材育成を進めます。 ○効率的・効果的に推進していくための連携を図る機会を作ります。 ○市民・事業者・市による推進組織を作ります。	○点検・評価等をするための知識を習得します。 ○取組の提案や働きかけをします。 ○技術・知識・活動場所を提供します。

数値目標

指標名	現状値 (26年度)	目標値 (32年度)	担当課
数値目標達成率	-	100%	環境保全課

4 重点施策

それぞれつながりのある環境問題を着実に解決し、「望ましい秦野の未来像」を実現するため、重点的に取り組む施策を区域別に再掲しました。

(1) 持続可能な森林づくりと市民共有の財産である地下水の保全活用【奥山・山地】

主な施策、事業	施策の体系	
植樹や育樹、間伐、落ち葉かきなど森林整備	1-1-2	動植物の情報収集や保護対策
	1-2-1	森林の維持・管理
	1-2-2	里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり
	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
地場産木材ブランド化や利用、間伐材の利活用	1-2-1	森林の維持・管理
木質バイオマスエネルギーの利用	1-2-1	森林の維持・管理
	2-2-1	省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入
名水などを活用したブランド化の推進	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
名水巡りなどエコツアーの推進	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
検定などの実施	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
	5-1-1	行動するための知識や情報を身につける

(2) 里地里山・里川の保全再生による活力ある地域づくり【里地里山・里川】

主な施策、事業	施策の体系	
下草刈りや間伐、落ち葉かき、荒廃・遊休農地整備、竹林整備など里地里山整備	1-1-1	緑地保全対策や緑地の創造
	1-2-1	森林の維持・管理
	1-2-2	里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり
	1-3-1	都市農業の推進
	1-3-2	体験農業の支援・育成
	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
シイタケのホダ木や竹炭、間伐材など地域資源を活用した商品販売	1-2-1	森林の維持・管理
	1-3-1	都市農業の推進
	1-3-2	体験農業の支援・育成
学習林やハイキングコース整備、農業体験活動など触れ合いの場と機会づくり	1-2-2	里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり
	1-3-1	都市農業の推進
	1-3-2	体験農業の支援・育成
河川清掃などの里川づくり	3-3-1	ポイ捨てごみ対策や不法投棄対策
	3-3-2	美化活動の支援・促進や意識の啓発
	4-1-1	敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備

(3) 低炭素・循環型社会の形成に向け身近な行動を実践【市街地】

主な施策、事業	施策の体系	
植樹、育樹活動への参加	1-1-2	動植物の情報収集や保護対策
	1-2-1	森林の維持・管理
	1-2-2	里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり
	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
市街地の緑地の確保	1-1-1	緑地保全対策や緑地の創造
	2-1-1	二酸化炭素の排出対策
	4-1-1	敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備
農地や樹林地の保全	1-1-1	緑地保全対策や緑地の創造
	1-3-1	都市農業の推進
	1-3-2	体験農業の支援・育成
	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
	4-1-1	敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備
	4-1-2	計画的な土地利用の推進や快適な歩行者空間などの創出
ビオトープ機能も持った緑や水辺のネットワークの形成	1-1-1	緑地保全対策や緑地の創造
	1-4-1	地下水保全・活用、かん養対策
	1-4-2	生活・工場排水対策や河川・地下水浄化対策
	4-1-1	敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備
自動車から公共交通機関等利用へ移行	2-1-1	二酸化炭素の排出対策
	2-2-1	省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入
	2-3-1	大気汚染対策
省エネ製品、環境保全型住宅の選択など省エネ活動	2-1-1	二酸化炭素の排出対策
	2-2-1	省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入
剪定枝のチップ化など再生可能エネルギーの使用	2-2-1	省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入
	3-1-1	廃棄物の発生源対策
	3-1-2	リサイクルシステムや拠点整備
	3-2-1	分別収集の徹底や適正処理
	3-2-2	再利用・資源化対策や生ごみの堆肥化の促進
生ごみの堆肥化・利用	3-1-1	廃棄物の発生源対策
	3-1-2	リサイクルシステムや拠点整備
	3-2-1	分別収集の徹底や適正処理
	3-2-2	再利用・資源化対策や生ごみの堆肥化の促進

(4) 市民・事業者・市の協働による望ましい未来像の実現【市全体】

主な施策、事業	施策の体系	
快適な都市空間の確保	4-3-1	悪臭防止対策
	4-3-2	騒音・振動対策
	4-3-3	有害物質の発生抑制対策や適正管理対策
効率的、効果的に推進していくための連携強化		
主体別の着実な取組の推進	5-1-1	行動するための知識や情報を身につける
秦野を訪れる人たちなどへの協力の呼び掛け	5-2-1	環境活動の支援
	5-2-2	取組のPR
	5-2-3	推進体制づくり
点検や評価、分析するための人材育成、体制づくり		
点検や評価作業の実施		
新たな施策の提案・検討等のための体制づくり		

第4章 参考資料

1 地球温暖化問題に係る国際的な経過

(1) 地球温暖化問題の経過

温室効果ガスは、地球の気候を一定に保つためになくなくてはならないものですが、産業革命以降、人間は石油や石炭などの化石燃料を大量に使うことで大量の二酸化炭素を排出するようになりました。それまでは、二酸化炭素は植物や海に吸収され地球全体でバランスがとれていましたが、人間の活動によって排出される二酸化炭素が急に増えたため、近年、大気中における二酸化炭素濃度は増え続けています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第5次評価報告書（2013）によると、1880～2012年にける世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は、0.3～4.8℃である可能性が高いとされています。また、海洋は人為起源の二酸化炭素の約30%を吸収して海洋酸性化を引き起こしており、今世紀末までの世界平均海面水位の上昇予測は26～82cmである可能性が高いとされています。

〔気候変動への賢い適応（環境省資料から抜粋）〕

	項目	これまでに観測された影響	将来予測される影響
1	食料	<ul style="list-style-type: none"> ・高温による米の白未熟粒や胴割れの発生 ・冬季の高温化による麦の幼穂形成や茎立ちの早まり ・高温、多雨によるみかんの浮皮症、高温によるブドウの着色不良の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・米の品質、粒重低下の甚大化 ・リンゴの栽培適地の北上 ・高温で発生する病害虫の北上
2	水環境 水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・記録的少雨による水道原水の取水制限・給水制限や水道の断水の発生 ・湖沼でのアオコの異常発生 ・渇水に伴う地下水利用の増加や地盤沈下の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水リスクの増加 ・短期集中型の豪雨の頻度増加による斜面災害の増加 ・河川水や湖沼、地下水の水温上昇、アオコの発生確率の上昇 ・海面上昇による地下水塩水化
3	自然 生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナ林の衰退・再生不良 ・積雪の減少によるニホンジカ等の分布拡大 ・サクラなどの開花の早まり、紅葉、落葉の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナ林の分布適地の減少 ・淡水域における種の分布域変化、新たな外来種の侵入
4	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・狭領域・短期集中型の豪雨頻度の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の強度の増加 ・水系における治水安全度の低下
5	健康	<ul style="list-style-type: none"> ・熱ストレスによる超過死亡の増加 ・熱中症患者数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱ストレスによる超過死亡の増加 ・熱中症患者数の増加
6	国民生活 都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦、とうもろこし、大豆等の国際価格の上昇 ・観光業やスポーツ産業における自然環境の変化や気象条件の変化による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象による交通機関、通信施設等への影響 ・農産物物価上昇やエアコン使用時間延長による家計への負担の増加 ・猛暑日や熱帯夜の増加による日常生活のストレス、不快感の増加 ・サクラ開花時期の変化等による地域文化への影響、季節感の喪失

※秦野地域に関連する影響例を抜粋

(2) 国際的な取組の経過

地球温暖化問題に対処するため、「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」といいます。）が平成4（1992）年6月に採択され、平成6（1994）年3月に発効しました。この気候変動枠組条約は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的としています。

平成9（1997）年12月には京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、先進国の温室効果ガスの削減について法的拘束力を持つ京都議定書が採択されました。これにより温室効果ガスの排出量を平成20（2008）年から平成24（2012）年までの第1約束期間において、先進国全体で平成2（1990）年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目指した各国ごと（EU▲8%、アメリカ▲7%、日本▲6%など）の削減数値が定められました。

京都議定書の第一約束期間終了後の次期枠組み、2013年以降の世界全体での取組については、2006年にケニアのナイロビで開催された気候変動枠組条約第12回締約国会議（COP12）から協議が始まり、2010年メキシコのカンクンでの気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）におけるカンクン合意の採択により、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ締約国会議（以下「COP」といいます。）の中に位置付けられることとなりました。

2013年ポーランド・ワルシャワにおける気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）では、2020年以降の枠組みについて、COPはすべての国に対し、2015年パリで開催される気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に十分先立ち、約束草案を示すことが招請されました。

【主要国の約束草案】

日本	2013年比で2030年までに温室効果ガス▲26%
米国	2005年比で2025年までに温室効果ガス▲26%～▲28%
ロシア	1990年比で2030年までに温室効果ガス▲25%～▲30%
EU	1990年比で2030年までに温室効果ガス▲25%～▲30%
カナダ	2005年比で2030年までに温室効果ガス▲30%

2015年12月12日、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では「パリ協定」が採択され、今世紀後半には温室効果ガスの排出源と吸収源の均衡達成（人間活動からの温室効果ガスの排出を地球が温室効果ガスを吸収できる能力の分までに抑えること）や、この長期目標の実現のために排出削減策を前進させ続けなければならないこ

と（5年ごとの排出削減目標更新）など、世界の気温上昇を2度未満に抑えるための取組に合意しました。

(3) 日本における取組の経過

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）に基づく取組を進めてきました。2010年度以降、景気回復及び東日本大震災を契機とした火力発電の増加により3年連続で総排出量が増加したことにより、基準年度比で1.4%増加しましたが、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、5カ年平均では基準年比8.4%減となり、京都議定書の目標（基準年比6%減）を達成することとなります。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は平成24年度末を以て終了することとなりますが、平成25年11月、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において2005年度比3.8%削減の暫定的な目標を表明しました。

平成27年7月、政府はエネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）を策定し、同月、エネルギーミックスを踏まえた「約束草案」を国連に提出し、平成42（2030）年における温室効果ガス排出量を平成25年度比26%（エネルギー起源二酸化炭素25%）削減の新たな目標を表明しました。

2 二酸化炭素排出量の算出方法

平成20年度までの排出量推計は、神奈川県からデータを提供いただき東京電力(株)からの電力販売量を基に補正を加え推計していましたが、より精度の高い推計法とするため、平成21年度以降の排出量推計について見直し、次のとおり推計することとしました。

(1) 二酸化炭素排出量の推計方法

市内における二酸化炭素の推計方法については、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（以下「環境省マニュアル」という。）に従い、資源エネルギー庁公表の「総合エネルギー統計」「都道府県別エネルギー消費統計」を主な基礎資料とし、把握対象をエネルギー起源CO₂及び一般廃棄物とします。

(2) 対象とする活動の種類及び排出量推計方法

ア 対象とする活動の種類

秦野市における二酸化炭素排出量の根拠となる活動の種類は、エネルギー（燃料・電気）の使用及び一般廃棄物の焼却とし、その使用量等は各種統計書により把握します。

ガスの種類	活動の種類	活動量(単位)
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用 (資料:経産省 総合エネルギー統計)	以下の燃料の使用量 <ul style="list-style-type: none"> ・ナフサ(L)※オイルライター、キャンプ用ストーブの燃料 ・ガソリン(L) ・灯油(L) ・軽油(L) ・A重油(L) ・B重油(L) ・C重油(L) ・オイルコークス(kg) ・精油所ガス(m³) ・液化石油ガス[LPG](kg) ・液化天然ガス[LNG](kg)
	電気の使用 (資料:東電からの資料提供)	一般電気事業者から購入する電気の量(kWh)
	都市ガスの使用 (資料:統計はだの)	都市ガス事業者が供給するガスの量(m ³)
	一般廃棄物の焼却 (資料:環境省 一般廃棄物処理状況調査)	廃プラスチック類の焼却量(t)

イ 排出量の推計方法

環境省マニュアルを基本に、部門ごとに次のとおり推計します

部門	区分	対象のエネルギー	推計方法
産業	製造業 (工業等) B法(積上法)	ナフサ、ガソリン、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、オイルコークス、精油所ガス、LPG、液化天然ガス(LNG)	全国最終エネルギー消費(総合エネルギー統計)から原単位を求め、国/市の製造品出荷額等(工業統計調査)の比率により按分
		都市ガス	秦野ガスの「工業用」消費量(統計はだの)
		電力	東電提供値をベースに推計
	農林業 A法(按分法)	石油(灯油、軽油、A重油、C重油、LPG)・電力	神奈川県最終エネルギー消費(都道府県別エネルギー消費統計)を県/市の就業人口(事業所・企業統計調査)の比率により按分
	建設業・鉱業 A法(按分法)	石油・電力	
民生	家庭 B法(積上法)	灯油・LPG	灯油・LPガスは関東地方の世帯あたりの年間購入量(家計調査)を求め、世帯数(住基)により積算
		都市ガス	秦野ガスの「家庭用」消費量(統計はだの)
		電力	東電提供値をベースに推計
	業務 (商業等) B法(積上法)	石油(灯油、軽油、A、C重油、LPG)	全国最終エネルギー消費(総合エネルギー統計)から原単位を求め、国/市の業務系床面積(固定資産の価格等の概要調書)の比率により按分
		都市ガス	秦野ガスの「商業用」+「その他」消費量(統計はだの)
		電力	東電提供値をベースに推計
運輸	自動車 A法(按分法)	石油(ガソリン・軽油)	全国の車種別炭素排出量(総合エネルギー統計)のCO ₂ 排出量を自動車保有台数(統計はだの、自動車検査登録情報協会)の国/市の比率により按分

	鉄道 A法（按分法）	電力	全国の運輸鉄道炭素排出量（総合エネルギー統計）のCO ₂ 排出量を国/市の人口（国勢調査、人口統計調査（各年10月1日現在））の比率により按分
		都市ガス	秦野ガスの「商業用」消費量（統計はだの）
		電力	東電提供値をベースに推計
廃棄物	一般廃棄物 A法（按分法）	プラスチック類の焼却	一般廃棄物処理状況調査（環境省）結果から、焼却施設で焼却される廃プラ、合成繊維の量に排出係数を乗じて積算

(2) 部門ごとの二酸化炭素排出量の算出方法

二酸化炭素排出量は、活動の種類ごとに活動量を求め、それに排出係数（活動の単位量あたりの温室効果ガス排出量）を乗じて求められます。排出係数は法律施行令によって公表された値を用います。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動の種類ごとの活動量（エネルギー消費量）} \times \text{排出係数}$$

3 秦野市環境基本条例

（平成12年3月24日条例第8号）

私たちのまち秦野は、周囲を山々や丘陵に囲まれ、ここに生活する人々の努力により「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」として発展してきた。

しかしながら、近年、人口増加による都市化が進行した結果、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市・生活型環境問題が進行している。

さらに、私たちは、物質的豊かさを追い求め、便利な生活を享受することによって資源やエネルギーを大量に消費する一方、環境問題は、地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼすことも懸念され、人の生存や動植物の生息をも脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このような認識のもとに、自然と人が共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、良好な環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、本市、市民、事業者並びに旅行者その他の滞在者及び通過者（以下「滞在者等」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に役立つものをいう。

（環境の保全及び創造に係る基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、本市、市民、事業者及び滞在者等の責務に基づいてこれらすべての者が役割を共有することにより、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する環境の保全及び創造に係る基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者及び滞在者等の意見を尊重して環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、本市は、基本理念にのっとり、本市の施策を策定するものとし、及びそれを実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（滞在者等の責務）

第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在等に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（環境月間）

第8条 本市は、市民、事業者の間に環境の保全及び創造について、関心と理解を深めるとともに、積極的に行動する意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、毎年6月1日から同月30日までとする。

- 3 市長は、環境月間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（環境の保全及び創造に関する施策）

第9条 市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

- (1) 大気、水及び土壌を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行うこと。
- (2) 動植物の多様性を確保し、並びに水及び緑を保全し、及びかん養するとともに、人と自然との触れ合いの場を確保すること。
- (3) 廃棄物の発生を抑制し、及びそれを適正に処理し、並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進すること。
- (4) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観を形成するとともに、歴史的かつ文化的遺産を保全し、及び活用すること。
- (5) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進すること。

（秦野市環境基本計画の策定）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その施策の基本方針となる秦野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に係る目標及び施策が具体的に示されるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な処置をとるとともに、第15条に規定する秦野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境の保全及び創造に必要な規制的処置等）

第11条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、法令又は条例に基づく規制的処置その他の制度的処置を積極的にとるものとする。

（環境教育及び環境学習の充実）

第12条 市長は、市民等に対して、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その行動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な処置をとるものとする。

（市民等の活動への支援）

第13条 市長は、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（情報の提供）

第14条 市長は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を市民等に対して適切に提供するように努めるものとする。

（秦野市環境審議会の設置）

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市に秦野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

3 審議会は、13人以内の委員により組織する。

4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境報告書の作成、公表及び意見)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、本市の環境の現状並びに環境の保全及び創造についての施策等に関する環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、市民等及び審議会から前項の環境報告書に対する意見があった場合は、必要な処置をとるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第17条 本市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、庁内の総合的な調整を行う体制を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第22号を次のように改める。

(22) 秦野市環境審議会の委員

別表第1職名の欄中「秦野市環境保全審議会」を「秦野市環境審議会」に改める。

(秦野市環境保全条例の廃止)

3 秦野市環境保全条例(昭和48年秦野市条例第23号)は、廃止する。

(秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定により廃止する秦野市環境保全条例第6条、第7条、第9条から第27条までの規定、第30条、第32条、第34条、第36条、第42条及び第43条第2項の規定は、この条例の施行日以後も、なおその効力を有する。

5 前項の規定により、なおその効力を有するものとする規定は、この条例の施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に条例で定める日にその効力を失う。

(秦野市まちづくり条例の一部改正)

6 秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

（秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置の失効）

8 秦野市環境基本条例(平成12年秦野市条例第8号)附則第4項の規定により、なおその効力を有するものとした秦野市環境保全条例(昭和48年秦野市条例第23号)第34条、第36条、第42条及び第43条第2項の規定は、この条例の施行日限り、その効力を失う。

4 用語解説

◆IS014000 シリーズ

国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が制定する環境マネジメントに関する規格の総称で、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されています。

平成8年度以降に環境マネジメントシステム（ISO14001）が発行され、ISO14000シリーズのうち、認証登録の対象となっているのは、ISO14001のみです。

◆アイドリングストップ

自動車の駐停車時に原動機を停止すること。自動車排出ガスには窒素酸化物、二酸化炭素などが含まれ、大気汚染の原因や地球温暖化にもつながり、排出ガスによる悪臭や原動機による騒音など近隣環境に悪影響を与えることから、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では信号待ちや人の乗降などの短時間の停車や緊急自動車等のやむを得ない場合を除き、自動車の運転者に駐車時の原動機停止を義務付けています。

◆アダプトプログラム

市民と行政との協働事業の一つで、1985年アメリカのハイウェイの美化清掃が始まり。市民団体が公園や道路など公共施設の里親（アダプト）になり、任された施設の管理を行うことです。

◆一酸化炭素（CO）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガスに含まれています。

◆一酸化窒素（NO）

酸素と接触すると二酸化窒素になる無色の気体です。各種燃焼ガスに含まれる大気汚染物質の一つで、大気中の光化学反応に主要な役割を果たしています。

◆エコキッズはだの（学校版環境ISO）

平成16年に策定された「はだの子ども教育プラン」の基本コンセプトである秦野の自然、風土、産業、伝統、文化等「ふるさと」秦野の環境・地域資源を生かした教育を進めることを実現させるための事業の一つとして位置付け、秦野市環境行動目標に掲げられた「秦野の環境について知る・語る・行動する」を継続的に実現させるものとして事業を推進しています。

すべての市立幼稚園・保育園・こども園、小・中学校でエコキッズ取組宣言を設定し、子供たち全員が参加できる環境活動を実施しています。

◆エコスクール（はだのエコスクール）

環境教育を支援するため、企業や環境団体の協力のもと「はだのエコスクール」を平成19年度から開催しています。エコスクールでは、教育現場で通常のカリキュラムで対応が困難な部分や本市の地域特性の部分など行政、企業、環境団体等のノウハウを必要としている場合など、環境施策を推進する行政の立場として協力しています。

◆エコチャレンジシート

家庭での地球温暖化対策を進めるため、電気・ガス・灯油・ガソリン・軽油・水の消費量や環境への取組状況調査を進めるためのチェック表。

◆エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

◆NPO

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動法人のこと。

◆エネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）

エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すもの。

◆温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

◆温室効果ガス吸収源

国は、森林吸収・都市緑化等の吸収源活動により約3,700万t-CO₂（2013年度総排出量の▲2.6%相当）の吸収量の確保を目標としています。

◆環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と定義されている行政上の達成目標とされています。

◆規制基準

公害関係法令及び神奈川県公害防止条例で、事業者等が遵守すべき大気の汚染、水質の汚濁や土壌の汚染の原因となる物質の排出、騒音、振動、悪臭に関する基準をいいます。

◆京都議定書

平成9(1997)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。平成17(2005)年2月に発効。

◆京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、平成17(2005)年4月に閣議決定され、平成20(2008)年3月に改正された、京都議定書による我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

◆経営耕地

農家が経営する耕作地のことです。

◆交通需要マネジメント（TDM Transportation Demand Management）

交通需要マネジメントとは、自動車利用の方に、様々な方法で交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルで道路交通混雑を緩和する方法です。やさしくいうと、自動車の使い方を工夫することによって、全体の交通量を減らす考え方です。

◆国有林・公有林・私有林・民有林

国有林は、国が保有する森林。個人や会社などが保有する森林を「私有林」といい、県や市町村などが保有する森林を「公有林」といいます。「私有林」と「公有林」の総称を「民有林」といいます。

◆COP（気候変動枠組条約締約国会議）

2014年12月1日から12月12日まで、ペルーの首都リマで気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)、京都議定書第10回締約国会議(CMP10)が開催されました。昨年9月に開催された国連気候変動サミットでは、2020年以降にスタートさせる新たな枠組みについて、今回のCOP20で草案を起草し、2015年12月パリで開催されるCOP21で「意味ある合意」をまとめるという総括文書を発表しています。

一昨年ポーランド・ワルシャワで開かれたCOP19では、日本は「2005年度比3.8%減」という20年までの削減目標を発表しました。

日本はCOP21に向け、2015年7月、「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減」の約束草案を提出しました。

2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、1997年の京都議定書以来18年ぶりとなる法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

◆コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市形成

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めること。

◆里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。一般的に主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いです。

◆湘南里川づくり

県では、平成19年度から「県民との協働による湘南里川づくり」に、地域の皆さんや流域の市（平塚市、秦野市、伊勢原市）と連携して取り組んでいます。

湘南里川づくりとは、湘南地域のふるさとの川である金目川水系の河川等を地域の貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、市民と行政の協働により清掃、植栽、生き物観察会など河川等の保全・活用に取り組む活動のことです。

◆新アジェンダ21かながわ

平成4(1992)年6月に開催された地球サミットで採択された21世紀に向けた環境と開発の統合のための具体的行動計画である「アジェンダ21」の採択を受けて、神奈川でローカルアジェンダ「アジェンダ21かながわ」を採択し、推進母体として「かながわ地球環境保全推進会議」を発足させました。その後の環境問題に対する国内外の情勢に対応するため、平成15(2003)年10月に、推進会議では、県民、企業、NPO等、行政の協働により、改めて新しいローカルアジェンダとして「新アジェンダ21かながわ」を採択しました。

平成27年7月、かながわ地球環境保全推進会議は「新アジェンダ21かながわ」を見直し、県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を、10の項目、90の行動メニュー「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」として取りまとめました。

◆振動

我々が生活している大地は絶えず微振動しています。振動の単位はdB（デシベル）であり、人間が体で感じることができる振動は、おおよそ55dBからです。気象庁震度階では55から65dBを震度1（微震）、65から75dBを震度2（軽震）、それ以上は10dB間隔で震度が増えるとしています。

◆3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで、廃棄物の抑制（リデュース・Reduce）、再利用（リユース・Reuse）、再資源化（リサイクル・Recycle）の三つの語の頭文字をとった言葉。

◆生活騒音

法令の規制対象とならない、一般家庭からの生活に伴って発生するボイラー、室外機の音、ペットの鳴き声等の音をいいます。

◆生活排水

し尿、炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことです。

◆製品アセスメント

環境への負荷の少ない製品を提供するために、開発・設計段階からその製品の環境負荷をあらかじめ評価し、より環境にやさしいものづくりを行う手法のことです。

◆生物多様性

同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあります。そして、大気・水・土壌などさまざまな環境に適応して多様な生物種が存在し、海洋、森林、湖沼などいろいろな生態系を形成しています。こうした生物の多様さを総称して生物多様性といえます。

◆扇状地

土砂などが山側を頂点として扇状に堆積した地形のことです。

◆騒音

「好ましくない音」の総称で、その大きさは、デシベルで表わします。騒音はその音の質、周囲の状況、人の感受性や健康状態が大きく影響します。何デシベル以上の音を、騒音と感ずるかは、人によって差があります。

◆地下水位（監視基準点）

秦野市地下水総合保全管理計画において健全な水環境が保たれているかを監視する基準井戸の地下水位。

◆地産地消サポーター制度

地産地消を応援したり、PRに協力したりする個人や事業所等を「地産地消サポーター」として登録しています。

◆TEQ

ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に、異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度であることを明示するための記号です。

◆低公害車

電気自動車など運行に伴う排出ガスを排出しない自動車または、排出ガス排出量が相当程度少ないと認められる自動車。例としては、電気・メタノール・天然ガス・ハイブリット自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車。

◆dB（デシベル）

騒音の大きさを表わす単位です。騒音は、通常の間人が聞き得る最小の音を0デシベル、耳に痛みを感じる音を130デシベルとし、この間を感覚等分して決めたものです。デシベルと感覚との関係は10デシベル大きくなると聴覚上は音が倍になったと感じます。

◆二酸化硫黄（SO₂）

主に火山噴火などの自然現象により発生するほか、石炭や重油など硫黄を含む化石燃料の燃焼により生ずる刺激臭を有する気体です。

◆二酸化窒素（NO₂）

一酸化窒素が大気中で酸素と接触し、二酸化窒素となります。二酸化窒素はそれ自体の毒性のほか、光化学スモッグの原因にもなっています。また、気象条件により高濃度となります。

◆農地中間管理機構

農地の集積・集約によるコスト削減を目的に「農地の中間的な受け皿」として、平成26年に都道府県ごとに創設された機関。

◆バイオマスエネルギー・木質バイオマス

生物由来の再生可能な有機物資源（バイオマス）を用いたエネルギーのこと（化石資源を除く）。廃棄される紙や家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥、建設発生木材などがあります。間伐材など、木材に由来する生物資源を木質バイオマスといいます。

◆BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、河川等の汚濁を示す代表的な指標です。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示しています。

◆ヒートポンプ

空気中など熱を集め、熱エネルギーに転換する仕組みのこと。冷蔵庫やエアコン、ヒートポンプ式給湯器などに使用されます。燃焼式システムの場合は、主に化石燃料を燃焼させることで熱を生み出しますが、ヒートポンプ式では、空気中の熱を利用し熱を生み出すため、二酸化炭素の削減に効果があります。

◆ビオトープ

ギリシャ語の「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Topos の合成語（ドイツ語で Biotop）で、動物や植物の生息・生育環境のうち湖沼、林野のように環境条件及び動植物の生態構成が比較的一様な地理的最小単位をさします。

◆ppm (Parts Per Million)

微量な物質の濃度や含有率を表すのに用いられる単位で、100 万分率を示します。例えば、1 ppm は 100 万分の 1 の含有率を示します。1 ppm=1,000ppb

◆pg (ピコグラム)

物質の重量を表す単位の一つ。1pg は 1 兆分の 1g。

◆ふるさと秦野生活美観表彰制度

景観まちづくりに貢献したと認められる個人や団体、景観まちづくりに寄与している建築物等、屋外広告物のうち、特に優れているもの、やさしさや潤いが感じられるものについて、その所有者や設計者等に対して行う表彰制度です。

◆μg (マイクログラム)

物質の重量を表す単位の一つ。1μg は 100 万分の 1g。1μg=1,000ng

◆モニタリング

大気汚染の状況などを把握するための継続調査・観測のことです。

◆約束草案

COP19 ワルシャワ合意と COP20 リマ合意に基づき、先進国と途上国の区別なく全ての国が目指す 2020 年以降の温暖化対策の目標案のこと。日本は平成 27 年 7 月、約束草案を国連に提出し、平成 42（2030）年における温室効果ガス排出量を平成 25 年度比 26%（エネルギー起源二酸化炭素 25%）削減の新たな目標を表明しました。